

上海葵井通信《04年1～2月》

「上海ビジネス・フォーラム(SBF)」について、以前簡単に紹介したことがあります。その異業種交流会の年末活動として、12月13日に「上海メイフェアホテル」で勉強会を行ないました。中国に駐在している日本人、中国人、そしてわざわざ日本から来られた関係者合計33名が集まり、中国で展開するビジネスにおいて、さまざまな実務レベルの問題について討論いたしました。

毎月のSBF交流会と同様に、討論の前に講師役の会員がテーマについて発表しています。午前の発表者は、日本外国法事務弁護士資格(日本)を取得している「上海光明律師事務所」の程甦先生です。午後の発表者は「兼松上海有限公司」「兼松中国投資公司」の総経理等を歴任して、現在は「上海日比野圧鋳有限公司」の総経理である多氣史隆氏です。両氏の講演は討論会の基調になったと共に、他の会員に大変貴重な情報を提供して頂きました。両氏の同意を頂きましたので、その講演内容を簡単にまとめて、今回の「上海葵井通信」に掲載させていただきます。

程弁護士の講演テーマは「中国の商標制度について」です。

中国で投資している大多数の外資系企業は外貨問題に悩んでいます。特に、外貨統制されている中国から、海外への送金は困難になっています。現状では海外送金の方法としては、主に以下の3つあります。

1. 利益配当:原則的に、中国法人が黒字になった後で海外本社への利益配分(送金)が可能になります。そのため送金できるまでの期間が長くなります。
2. ロイヤリティー等(商標・デザイン料):「経費」または「仕入」として、常に本社へ送金することが可能になります。
3. 個人所得分の送金:外国人にとって、人民元の給与を外貨に両替して海外の本人口座へ送金することが可能になります。

会社にとって、最も現実的なのは「ロイヤリティー」としての海外送金です。程弁護士はその背景を説明して、ロイヤリティーの重要部分である「商標」を講演のテーマとしました。その主要内容は以下です。

1. 海外送金のため、商標登録を海外本社の名義にする。
2. 中国国内での商標登録には約16ヶ月間かかる。
3. 登録後に、海外の本社と中国法人が商標使用権について契約する。
4. 「上海市商務委員会」(以前「上海市対外貿易委員会」)によって、契約書が審査され、契約内容の承認を取得する。
 - * 売上高の約5～6%が妥当になる。(承認取得のためには、商標使用料をあまり高く設定しない方がよい)
 - * 商標使用料の変更を考えると、契約期間を「1年間」にした方が無難と思われる。
5. 商標使用料の海外送金について、関係税務局(納税)と外貨管理局(外貨両替)の許可も必要になる。

◎多氣さんの講演テーマは「中国ビジネス成功の秘訣(中国進出体験談)」です。

多気さんは経営者として中国のビジネス経験が長く、現在はその経験を活かし、いろいろな日系企業に中国進出のアドバイス(中小企業総合事業団、海外職業訓練機構、JETRO/上海などのアドバイザー兼務)しながら、上海近郊の独資メーカーを営んでいます。

多気さんの講演内容は「工場設立」から「人事管理」まで、幅広くなっています。趣旨として、「知っているか、知らない」と「日本を持ち込まない(中国では中国流に)」の2点が挙げられました。

今回講演の主要内容は以下です。

1. 工場建設は地元の建設会社に依頼した方が時間と費用の節約につながります。
2. 契約書は明確に作成し、特に違反責任、罰則等を明記した方がいいです。
3. 輸出入(特に中古の設備機械の輸入)に関して、管轄する税関に関係の深い通関業者を起用することがスムーズな輸入通関のコツです。
4. 中国はリベートの世界ですが、そのリベートを見極めて、少しでも省くようにするのが重要な社長の仕事の一つです。
5. 立地を選択する時、土地・一般労働者賃金の安さだけを考えず、人材(通訳や管理者)を集められるかどうか等の経営上の問題も念頭に置かなければなりません。
6. 賃金制度として、日本的感覚から想定した「生活給」ではなく、その人の持つ価値を評価した「能力給」を導入する必要があります。

多気さんの講演内容について、もっと知りたい方は2003年11月14日の「日本工業新聞:世界に挑む中小企業」のコーナーに掲載されている、「上海日比野の成功＝中国流管理とコスト削減」という記事を参照してください。

中国の「企業会計準則」(企業会計基準)は2003年で一部修正されました。その主要の部分と日系企業が関心を持っている部分を前回に続き、今月の「上海葵井通信」にも掲載します。(今月は第5章以後)

今回の講演の中で、多気さんは「総経理」に相応しい条件として、5点を挙げました。その中に、「数字」を読む事も一つの条件になっていました。「数字」を読むために、その「数字」の根拠となっている「企業会計準則」を知る必要がありますので、今月も「上海葵井通信」に掲載させていただきます。

第五章 所有者持分

第40条 資本剰余金は、払込剰余金、法定財産再評価益、受贈資産評価額等がこれに属する。

第41条 利益剰余金とは、国家の関連規定に基づいて利益から積立てられた剰余金をいう。

利益剰余金は実際に積立てられた金額に基づいて計上しなければならない。

第六章 収益

第46条 売上戻り、売上値引きおよび売上割引については、営業収益の控除項目として計上しなければならない。

第七章 費用

第 51 条 原価計算は一般的に月次で行わなければならない。

企業は事業の特徴、経営組織形態および原価管理についての要求に基づき、自ら原価計算制度を定めることができる。ただし、一度採用した方法はみだりにこれを変更してはならない。

第 52 条 企業は実際に発生した金額により費用および原価を計算しなければならない。標準原価計算法または予定原価計算法を採用する場合には、原価差異を合理的に計算し、月末に財務諸表を作成する際に実際原価に修正しなければならない。

第八章 財務報告書

第 63 条 企業の対外投資が被投資企業の所有者持分の 50%超を占め、または実質的に被投資企業の支配権を持つ場合には、連結財務諸表を作成しなければならない。

特種業種の企業は、連結が不相当である場合に連結しないこともできるが、その財務諸表を添付しなければならない。

以下は修正された「企業会計準則」の一部です

* 会計方針、会計上の見積りの変更及び会計誤謬の訂正

8. 企業が第 5 条の(2)に従って会計方針を変更する場合、遡及適用法により処理を行い、かつ会計方針変更による累積影響額で期首の留保利益を修正し、財務諸表にあるその他の関連項目の期首残高についても同時に修正を行わなければならないが、過年度の財務諸表を修正する必要はない。累積影響額を合理的に確定できない場合、会計方針の変更は未来適用法を採用する。

16. 当期において発見された会計誤謬は、第 17 条に示したものを除いて、以下の原則に従って処理しなければならない。

- ① 当期に発見された当期と関連する会計誤謬は、当期の関連項目を訂正する。
- ② 当期において発見された前期と関連する重要でない会計誤謬が、過年度の損益に影響する場合、直接当期純損益に計上し、その他の関連項目も当期計上額について訂正を行う。損益に影響しない場合、当期の関連項目を訂正する。
- ③ 当期において発見された前期と関連する重要な会計誤謬が、過年度の損益に影響する場合、その損益に対する影響額で、発見した当期の期首留保利益を修正し、財務諸表にあるその他の関連項目の期首残高も同時に訂正する。
損益に影響しない場合、財務諸表の関連項目の期首残高を訂正する。

* 固定資産

1. 本準則において使用する用語を以下のように定義する

- ① 固定資産とは、以下の特徴を同時に備える有形の資産をいう。
 - a. 製品の生産、役務の提供、賃貸または経営管理の目的で保有するもの。
 - b. 耐用年数が1年以上であるもの。
 - c. 単位価額が比較的高いもの。
 - ② 耐用年数とは、固定資産の予想される使用期間をいう。一部の固定資産については、その耐用年数を当該資産が生産できる製品、あるいは提供できるサービスの数量で表示することも可能である。
15. 棚卸差益となる固定資産は、以下の規定に基づいて、その計上価額を確定する。
- ① 同類差益となる固定資産が、活発な市場で取引されている場合は、同類あるいは類似固定資産の市場価格に基づいて、当該資産の新旧度合いにより見積った消耗額を控除した残高を、計上価額とする。
 - ② 同類あるいは類似固定資産が、活発な市場で取引されていない場合には、当該固定資産の予想される将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて、計上価額とする。
17. 以下の状況を除いて、企業は全ての固定資産について、減価償却費を計上しなければならない。
- ① 減価償却費の計上が規定額に達したが、なお引き続いて使用している固定資産。
 - ② 規定により単独で評価し、固定資産として記帳している土地。
22. 企業は、固定資産の耐用年数を定期的に見直さなければならない。固定資産の予測される耐用年数が当初の見積りと大幅に異なる場合には、固定資産の耐用年数を修正しなければならない。
23. 企業は、固定資産の償却方法を定期的に見直さなければならない。固定資産による経済利益の予測される実現方法に重要な変化が生じた場合は、固定資産の減価償却方法を相応に変更しなければならない。
33. 企業は、下記の固定資産に関する情報を開示しなければならない
- ① 固定資産の標準、類別、計上方法ならびに減価償却方法。
 - ② 各種固定資産の耐用年数、残存価額、減価償却率。
 - ③ 固定資産の増減変動状況各種固定資産の期末、期首の帳簿価額総額および減価償却累計額、ならびに各種の増築、処分、その他調節項目の金額を含む。
 - ④ 当期に認識した固定資産の減損損失および当期に戻入れた固定資産の減損損失。
 - ⑤ 建設仮勘定の期首、期末額およびその増減変動状況。
 - ⑥ 固定資産の所有権に対する制約およびその金額。
 - ⑦ 将来的に固定資産購入を目的として、支払を承諾した金額。
 - ⑧ 遊休固定資産の帳簿価額。

- ⑨ 減価償却費が規定額に達したが、未だ使用中の固定資産の帳簿価額。
- ⑩ すでに廃棄処分された、あるいは処分を予定している固定資産の帳簿価額。

* 棚卸資産

- 6. 棚卸資産の購入原価は、一般的に購入価格、輸入関税とその他の税金、輸送費、荷役費、保険料および棚卸資産の購入に直接要するものを含む。商品流通業の棚卸資産の購入原価には、購入価格、輸入関税とその他税金などを含む。

- 10. その他の原価とは、購入原価、加工費以外を指し、棚卸資産が現在の場所および状態に至るまでに発生したその他の支出をいう。例えば、特定の顧客のためにデザインしたデザイン費用等である。

* 参考資料:「企業会計準則(2003年)」 中国財政経済出版社

<上記情報は「担当役所・部署」へ必ず、詳細を問合せてください>

◎中国人の会計担当者が日本レベルの会計を勉強する場合、下記の本をお勧めしています(中国語と日本語の両方で書かれています)

* 「最新実用日本会計」立信会計出版社:21 元

◎04 年に中国関連で注目されているのは、

- | |
|-------------------------|
| ① SARS が再流行するか? 「1月~6月」 |
| ② 台湾との間に武力衝突が起るか? 「3月」 |

《上海葵井通信:04年3月》

中国でビジネスを展開している外資系企業にとって、中国税制は難しいものになっています。しかし、現地の会計担当者に完全に任せきりでも不安ですから、経営者は中国税制について、基礎な事柄を知っておく必要があります。

税制を理解する事は、脱税など違法行為を起こす経営行為を回避するためだけではなく、節税のための経営管理方法としても重要になります。そのため、今月の「上海葵井通信」から数回に分けて、「個人所得税」「増値税」「企業所得税」等の主要な税金について、基礎的な事項を説明いたします。

今月は「個人所得税」について、日系企業や日本人に関心がある内容を取り上げます。

1. 居住者と非居住者

- ① 居住者 : 中国国内に住所を有する個人をいう。
 - ・国内に住所を有せず5年超の居住者-----全世界全所得に課税
 - ・国内に1年～5年以内の居住者-----国内に源泉がある所得及び中国国内で支払われた所得に課税(要税務局承認)
 - ② 非居住者 : 中国国内に住所を有しない個人をいう。
 - ・国内に1年未満居住する個人-----国内に源泉がある所得
 - ・国内に居住していない個人-----短期滞在外国人:国内源泉所得のみ課税
-----長期滞在外国人:国内源泉所得のみ課税
- *以上が中国の個人所得税納税義務者の原則分類となりますが後述するように外国人に対してはさらに細かい取り扱いがあります。

2. 課税対象

給与、ボーナス、手当(免税手当を除く)、その他雇用関係によって発生するいわゆる給与所得

<免税手当とは>

- A「一人子」手当:中国人対象
- B 公務員給与制度によって、給与総額に算入されない1部手当
- C 出張手当、食事手当:(現金で支払うと徴収されることが多い)
- D 託児手当:中国人対象
- E その他

個人経営によるいわゆる事業所得

請負経営による事業所得

役務の対価報酬 : 設計士・画家等雇用関係がなく個人労働役務対価所得

原稿料報酬の所得

特許権、著作権、商標権、ロイヤリティー使用料による所得

受取利息や受取配当金所得

財産賃貸による所得 (不動産賃貸等)

財産譲渡による所得 (いわゆる譲渡所得)

臨時的所得：宝くじの賞金等（いわゆる一時所得）

その他政府によって認定される所得

* 省や市によって、免税手当の範囲が異なりますので、注意してください。

3. 年俸制度の場合

中国の年俸制度は、年末に一括支払われるのが一般的ですがその人の生活水準によって、最低限の生活費を年俸の一部として毎月先払いしている事があります。

年俸制度を導入している会社の従業員は、毎月の生活給収入について、先払税金として毎月納付します。その計算方法は年間収入を12で割り、月間納税対象収入を算出して、毎月の先払税金によって調整し、年間納税対象収入金額を確定する方法によります。

Ex：上海市内の場合、「毎月2,000元」給与でさらに年末には「96,000元」の収入がある中国籍社員の税金計算は以下のとおりです。（使用する「控除額」「税率」等は、03年5月号「上海葵井通信」を参照）

$$\begin{aligned} \text{月間先払納税額} &= (\text{基本収入} - \text{控除額}) \times \text{適正税率} - \text{速算控除額} \\ &= (2,000 - 1,000) \times 10\% - 25 = \text{税金額：75元} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{月間先払納税額の合計} &= \text{月間先払納税額} \times 12 \text{ヶ月} \\ &= 75 \times 12 = \mathbf{900 \text{元}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{年間収入} &= \text{月間給与収入} \times 12 \text{ヶ月} + \text{年末一括収入} \\ &= 2,000 \times 12 + 96,000 = \mathbf{12 \text{万元}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{月間納税額} &= (\text{年度収入} \div 12 \text{ヶ月} - \text{控除額}) \times \text{適正税率} - \text{速算控除額} \\ &= (12 \text{万} \div 12 - 1,000) \times 20\% - 375 = 1,425 \text{元} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{年間納税額} &= \text{月次納税額} \times 12 \text{ヶ月} \\ &= 1,425 \times 12 = \text{税金額：17,100元} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{年末の納税額} &= \text{年間納税額} - \text{月間先払納税額の合計} \\ &= 17,100 - 900 = \mathbf{16,200 \text{元}} \end{aligned}$$

4. 中国の個人課税方式は個人負担方式と会社負担方式とがあります。

個人所得税の個人負担方式は日本の源泉徴収方式と同様ですが、会社負担方式は総給与金額を手取から逆算方式する方法と考えればよいと思います。上海の場合、給与が3,000元の中国社員で個人所得税の計算は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{納税収入} &= (\text{手取給与} - \text{控除額} - \text{速算控除額}) \div (1 - \text{適正税率}) \\ &= (3,000 - 1,000 - 125) \div (100\% - 15\%) = 2,205.88 \text{元} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{納税額} &= \text{納税収入} \times \text{適正税率} - \text{速算控除額} \\ &= 2,205.88 \times 15\% - 125 = \mathbf{205.88 \text{元}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{税引前収入} &= \text{手取給与} + \text{税金} \\ &= 3,000 + 205.88 = 3,205.88 \text{元} \end{aligned}$$

* 以上の計算の中に、「速算控除額」と「適正税率」は手取給与でなく、結果である税引前収入によって確定しているため、手取給与が微妙な数

字になる場合、「速算控除額」と「適正税率」の確定が難しくなります。

5. 外国人の納税対象

短期滞在非居住者

課税年度は1月1日～12月31日の期間で、中国での滞在日数が連続90日未満、または滞在累計が183日未満の外国人の場合：

- a. 報酬を中国で支払わず、中国国内組織が報酬を負担しない場合-----非課税
- b. 報酬を中国で支払い、中国国内組織が報酬を負担しない場合 課税
- c. 報酬を中国で支払わず、中国国内組織が報酬を負担する場合 課税
- d. 受取報酬が支給先の中国国内組織の企業所得税と関連がある場合、その中国国内組織の売上収入があるかどうか等によって、中国での個人所得税納付が決まります。

但しその基準は曖昧になっているため、関係税務局に確認してください。

* 高級管理職は、更に注意してください

長期滞在非居住者

納税年度は1月1日～12月31日の期間で、中国での滞在日数が連続90日以上、または滞在累計が183日を超過する外国人の場合：

- a. 中国国内組織の董事や高級管理職の場合、中国国内と海外関係組織（本社・子会社等）からの報酬は、全額が中国で個人所得税として課税されます。

：「高級管理職」に対する定義は曖昧ですので、「総経理」・「副総経理」以外の職位について、関係税務局に確認してください。

- b. 上記の職位に該当しない外国人の中国以外の報酬については課税されず中国国内の報酬についてのみ個人所得税が課税されます。

：報酬地域や負担する組織が区別しにくいいため、必ず事前税務局の了承を得てください。

- c. 納付手続について

．納税年度は1月1日～12月31日の期間で、中国での滞在日数が連続90日、または滞在累計が183日を超過する予定の場合、毎月申告し、納税します。

．納税年度は1月1日～12月31日の期間で、中国での滞在日数が連続90日、または滞在累計が183日を超過するか未定の場合、その基準に達した日の翌月7日以内に、納税申告と追加課税を実施します。その後は毎月申告し、納税します。

参考資料：「個人所得税納税節税 実用問答」

中国方正出版社

主編：陳 春潔

2004年1月版

「他にも多数の節税や処理方法が書かれていましたが、その根拠（＝法律）が不明の為カットしました」

<上記情報は「担当役所・部署」へ必ず、詳細を問合せてください>

日本領事館での証明書発行

* 印鑑証明書

- ・ 旧住所の住民票関連の移転証明書? (= 海外への移転)
- ・ 「日本人」の保証人 etc も必要です

* サイン証明書

- ・ 証明する書類
- ・ パスポート
- ・ 1通あたり「@115 元」 以上を用意します

上海葵井通信《2004年4月号》

自宅から会社まで約8キロの距離があります。バス通勤だとほぼ1時間以上と自転車よりも時間がかかっています。その原因は、「道路渋滞」です。昨年12月の「上海葵井通信」でも「橋の渋滞」について話しましたが、最近も渋滞による通勤途中のエピソードがありました。

私は738番のバスをいつも終点まで乗って、終点の手前で右折します。中国の「道路交通法」では、赤信号でも矢印の「停止信号」がない交差点では、右折が可能になっていますが、その交差点では「右折車線と直進車線」が一本の車線になっているため、直進する車に挟まれて右折車はなかなか右折できません。その交差点で特に渋滞がひどくなっています。一方、その車線の左隣にある左折専用車線は比較的すいています。さてエピソードはその交差点で起きました。

その朝、私が乗っているバスは渋滞している右折車線の最後尾に並んでいました。いつもの通り、タクシーなどの乗用車は左折車線を上手く利用して、「右折車線と直進車線」の先頭へ割り込んでいるため、右折車線の運転はさらに遅くなっています。毎度おなじみの渋滞状況ですから、車内の乗客は平常心を保っていました。右折車線に並んでから約3分後、同じ738番の後続バスが我々のバスを追い越し、先頭に割り込みました。それもよくあることですから、誰からも文句が出ませんでした。

さらに、約3分を経過し、その次の738番バスも我々の車両を追い越して、先頭に割り込みました。車内の乗客の数人が文句をいい始めましたので、車掌さんは運転手の弁護を始めました。その内容は主に以下の2点です。

- 、乗客安全のため、運転手は交通ルールを遵守している。
- 、割り込んで警察に捕まった場合、警察による処分以外にも会社から300RMB（運転手給与の約6分の1）の罰金も課せられる。

車掌さんの弁護が続いている途中、その次の3台目の738番バスも我々を追い越したので、乗客の怒りが爆発しました。半分以上の乗客は運転手を強く非難し、その主な内容は以下の3点になります。

- 、交通ルールを順守していることより、運転手の技術が下手だから割り込むことができない。同じ路線のバス3台が追い越しているからではないか！
- 、発車間隔を約3分として考えた場合、3台目のバス乗客より10分以上も速く家を出たのに、我々より早く終点に着くことは不公平だ。
- 、通常よりバスが遅れたため、遅刻などによって乗客に損失を与えた。

乗客の非難を聞いた運転手は、意地でも車線変更をせず、結局最後の約200メートルの道を15分もかけて、通過しました。罵声の中、やっと終点についた時に、バス会社にクレーム電話をしている乗客もいました。

そのクレーム電話にどのように対応するのかを考えてみました。万が一、私とそのバス会社の運行管理者であれば、恐らく以下の選択肢が考えられます。

ルールを順守した運転手を褒め、守らなかった運転手へ罰金を課します。

ルールを順守した運転手を褒め、守らなかった運転手に注意を与えます。
ルールを順守した運転手に何もせず、守らなかった運転手に罰金 or 注意します。
ルールを順守した運転手に注意し、守らなかった運転手にも注意します。
ルールを順守した運転手に注意し、守らなかった運転手には何もしない。
ルールを順守した運転手へ罰金を課し、守らなかった運転手には何もしない。
クレームを無視し、何もしません。

の選択を除けば（残念ながら、クレームを無視するバス会社が多いのが現状です）社会的責任から考えれば、一般的に から 番の順で選ぶでしょう。最悪の場合は が選ばれます。例え「インパクトが強すぎる」、「ルール違反の証拠や証人を探しにくい」などの理由で を選択しなくても、最低 を選択するでしょう。

しかし、私が乗ったバスの乗客にしてみれば、「 から 」の順に処理してほしいでしょう。例え があまりにも不公平と分かっている選択できなくても、か か を選択してほしいものです。

このエピソードについて以下のように考えられます。

- a. 公共交通機関で勤務して交通ルールを順守する運転手と、個人利益を強調する乗客の利害調整
- b. 交通ルールを順守する運転手と守らない運転手に対するバス会社の経営方針の不統一
- c. バス会社の運行規定の不統一に対する乗客からの「不公平感」

a と b については、上海の交通事情やほとんど交通ルールが守られていない事情を考えれば、バス会社の運行管理者ではなかなか解決できないことです。問題は c です。もし、同じ路線のバス 3 台に追い越されなければ、恐らくクレームもなかった事でしょう。「不公平感」という考えは非常に主観的になりますので、判断する立場によって基準は全く違ってきます。それに、a と b の矛盾に絡まれると、問題はますます複雑になります。

以上の分析を踏まえ、私は の処理方法が最も無難な選択だと思います。読者の方が、もしそのバス会社の管理者であれば、どの処理方法を選択するでしょうか？

3月に「個人所得税」について説明しましたが、4月では中国の「消費税」について説明します。

1. **特徴（日本の旧物品税等と同様と考えられます）**

課税範囲の選択性：一部の消費品（商品）と消費行為に課税します。

課税時点の単一性：生産、流通、消費すべての過程での課税でなく、「特定の時点」での一回課税となります。

課税方法の多様性：定額法、定量法による課税方法になります。

税率、税額の多様性：マーケット状況、政策、商品種類等の要素により変わります。

税金の転嫁性：どの時点で徴収されても、消費税は最終的に消費者に転嫁されます。

2. **課税範囲（特定商品に限定されております）**

過度な消費をすると健康・社会、環境に悪い影響を与えると考えられている商品；Ex.煙草、酒、爆竹、花火等

贅沢品、非生活必需品；Ex 化粧品、アクセサリ等

大量エネルギーを消耗する商品、高級商品；Ex 乗用車、バイク等

再生できない石油類商品；Ex ガソリン、軽油等。

財政的に意義のある物；Ex タイヤ、リンス等

3. **税額の計算方法**

定価定率法

税額 = 販売価格 × 適正税率

定量定額法

税額 = 販売数量 × 適正単位税額

複合法

税額 = 販売価格 × 適正税率 + 販売数量 × 適正単位税額

4. 税率（代表的な商品例）

消費税の税目税率（税額）表

税目	範囲・単位	税率・税額
一．煙草		
1．タバコ ・定額 ・定率	1箱(5,000本)	150元
・定率	1カートン(200本・50元以上・増値税別)	45%
	1カートン(200本・50元未満・増値税別)	30%
2．葉巻	***	25%
3．タバコ葉 (巻きたばこ用)	***	30%
二．酒及びアルコール		
1．(米)白酒 ・定額 ・定率	500g	0.5元
	***	25%
2．(芋)白酒 ・定額 ・定率	500g	0.5元
	***	15%
3．紹興酒	トン	240元
4．ビール	トン(3,000元以上、包装物込み、増値税別)	250元
	トン(3,000元未満、包装物込み、増値税別)	220元
5．その他酒	***	10%
6．アルコール	***	5%
三．化粧品	セット含め	30%
四．クリーム、リンス	***	8%
五．貴金属、宝石	各種金・銀アクセサリ及び宝石	5%
六．爆竹、花火	***	15%
七．ガソリン	升	0.28元
1．鉛を含む	升	0.20元
2．鉛を含まない		
八．軽油	升	0.1元
九．タイヤ	***	10%
十．バイク	***	10%

十一．車両	***	
1．乗用車	排気量 2,200ml 以上	8%
	排気量 1,000～2,200m	5%
	排気量 1,000ml 未満	3%
2．ジープ	排気量 2,400ml 以上	5%
	排気量 2,390ml 未満	3%
3．バン：22 席以下	排気量 2,000ml 以上	5%
	排気量 2,000ml 未満	3%

5．売上確定（定率の場合）

国内

消費税納税対象となる売上は、商品金額以外に、包装費用、倉庫費用、運送費用、違約金、割引費用などを含みます。

ただし、運送会社（部門）が発行する領収書を購入者に送付する場合、その分は課税対象外になります。

また、売上金額に増値税が含まれる場合、その分を除外します。計算式は以下です。

$$： 納税対象金額 = 増値税込み売上 \div (1 + 適正増値税税率)$$

輸入

$$納税対象金額 = (関税対象価額 + 関税) \div (1 - 適正消費税税率)$$

以上

参考資料：「増値税、消費税、関税 納税節税実用問答」 陳春潔 主編
中国方正出版社 2004 年 1 月

< 上記情報は「担当役所・部署」へ必ず、詳細を問合せてください >

日本領事館での証明書発行

* パスポートの更新（期限切れ前）

- ・ パスポートと写真×2枚を持参 : 5年間 or 10年間の両方へ更新できます

* 運転免許証の更新（期限切れ前）

領事館で在留証明書を発行してもらい、「パスポートと運転免許証」を持参し、運転免許証を発行した「日本の警察等」へ在留証明書も持参すれば更新できます

詳細は領事館の担当者に問合せください

会計処理について

- 会議費で処理する時、1人あたりの上限金額は決まっています
- 領収書の無い結婚祝金・お見舞金等は、「工会教育費」で専用受取書を貼付する
- 領収書の無い航空会社の「航空券」や銀行の「手数料・為替」等は、**事実性等**があって、董事会の承認（？）があればOKになっています
- ◇ 売上が計上するまで、仕入や経費等を「資産：開業費」処理にするのは税務の考え方です。但し、経費として認めるかは「担当者」の個別判断になっています

詳細は各税務局の担当者に問合せください

- ◇ 04年7月から、外国籍社員の「個人所得税」を摘発するキャンペーンが開始されるだろうと広く噂されています。04年6月30日までに自己申告してくれば、「罪を軽減する」とも言われていますが、さてどうなりますか？

「上海事情:車社会への移行」

上海で道路建設のラッシュが続いています。しかし、車の増加スピードに建設が追いつかないのが現状です。日々悪化している道路渋滞は、市民生活だけでなく、ビジネス環境にも大きな影響を与えています。

上海では地下鉄を含め、現在4本の「都市鉄道」が運行されています。2008年前後までには、約3倍の鉄道距離にする長期計画ですが、建設には時間がかかるため、すぐには道路渋滞を解決できません。

中期計画としては、環状道路の増設や市内道路の改造などです。しかし、それにも2~3年はかかります。更にその期間中は道路建設で現在の道路上を占拠し、道路渋滞をさらに悪化させています。

中期・長期対策では現在の問題を解決できないため、上海市は主に以下の2つ短期対策を実施しています。

- ① 交通管理の強化:人為的な渋滞を減少させるため
- ② 車ナンバーの競売制度:車の増加を抑えるため

①の交通管理の強化といっても、ハードとソフトの両面があります。

ハードとして、監視カメラの増設、交通警察官の増員、罰則を厳しくするなどの措置が採られています。一定の効果は上がっていますが、警察官がいないときや監視カメラがないところでは、あいかわらず交通ルールが無視されています。

その原因は、車・バイク・自転車の運転手と歩行者の交通ルールに対する意識が低いこと、つまりソフト面にあります。中国:上海では「道路交通法」に違反することを「犯罪」とは考えていません。その意識を変えるため、上海市はいろいろな手段・方法を通して宣伝活動を実施していますが、効果はあまりあがりません。「交通意識」の変革は、恐らく「地下鉄建設」よりも期間が長く、超長期計画(50年~100年)になるかもしれません。

②の車ナンバーの競売制度は上海市によって、約1年半前から実施されています。主な対象は個人用の車となっています。政府は毎月発行する車ナンバーの数量を決め、車の購入者に競売させて、必要な車ナンバーを落札する制度を採用しています。競売による収入は道路建設などの交通事業に廻します。

実施当初、その制度は、車の増加を抑えて、交通環境整備に貢献できるという「一石二鳥」の制度として、大いに期待されました。しかし、最近その制度の限界が見え始めてきました。理由は以下のとおりです。

➤ 経済発展に影響が大きすぎるのではないかという疑問

中国は自動車産業を今後の重点産業の一つとして育成しています。そして、中国

の自動車市場は近年急速に成長しています。上海を中国最大の乗用車生産基地としながら、乗用車の制限は自動車業界にとって不利ではないかと批判されています。

もちろん、車増加による渋滞は経済発展に悪影響を与えます。しかし、その間接的な損失より、上海市の規制は自動車産業の成長を妨げているという直接的な損失を考慮する市民が多くなっています。

➤ 実際に制限の効果があるかどうかという疑問

競売制度の実施当初、上海市はナンバー発行枚数を毎月約 2,000 枚の枠内に設定していました。最近、その枠が毎月約 4,000 枚に増加されました。市民の収入増によって、車を買いたい人々の増加が上海市に強力な圧力となった結果です。

しかし、枠は広げられても、当初は平均一枚 2,000 元ぐらいの車ナンバーが、最近では一枚 4 万元(約 50 万円)まで急上昇しています。今度は異常に高い落札価格を抑えるため、車ナンバーの枠を広げなければなりません。このような悪循環になった結果、当初の目的である車数を制限するための競売制度の効果は薄れました。

また、上海の車ナンバー価格はあまりにも高いので、上海市以外の地方で車ナンバーを取得する人々も出現しています。取得地でしか車検ができないとか、時間制限によって、上海の高速道路を走行できないなどの制限はありますが、高すぎる上海ナンバーのため、外地(上海人が上海以外の中国を表現する言葉です)で車ナンバーを取得する人は増加しています。そして、上海近郊の都市では、上海人の申請を制限し始めています(上海市の要望でもあったと思いますが)。車ナンバー数の増加と外地での取得によって、車ナンバー競売制度は事実上の「骨抜き制度」になっています。

➤ 競売制度はいつまで続けるのかという疑問。

最近中国の「道路交通法」は修正され、車ナンバーの競売が不可能になると解釈される条文が追加されました。早ければ、法律が実施される04年6月から競売制度を廃止するのではないかと観測があります。上海市の動向が注目されています。

以上ちょっと悲観的かもしれませんが、当分上海の交通事情は改善されないという結論になります。

「税務事情:増値税」

1. 「増値税」とは

中国国内で、商品(製品)の販売、また加工、修理等の労務提供及び、輸入商品や納税対象となる労務に対して課税する税金です。

2. 特徴

① 一般性

農業と不動産販売以外、すべての製造業と流通業及び、加工業と修理業が対象となる。

② 外税

「増値税」の専用領収書に、納税対象となる売上金額と税金額は別々に記入する。

3. 納税企業の種類と税額計算

① 小規模納税人:課税売上高×税率(税率:製造 6%・商業 4%)

② 一般納税人:課税売上高×税率－仕入税額控除

(税率:17%・特例率 13%・輸出 0%)

特例率は食料、新聞、図書、農業用品等特別に定められている。

4. 「小規模納税人」の認定基準

① 年間(1月1日～12月31日)売上が100万元未満の製造企業及び、労務提供企業

② 年間(1月1日～12月31日)売上が180万元未満の卸売業・小売業等の商業企業

5. 「一般納税人」の認定基準

① 「小規模納税人」の基準を超える企業。

② 「増値税」関連の経営活動が常に発生して「一般納税人」基準に達している非企業組織。

③ 企業会計制度が健全で、関連法律どおり「増値税」の納付・還付手続きを行う能力のある「小規模納税人」企業。

④ 独立採算制度でない支社・支店等の場合、その支社・支店等は年間の納税対象となる売上が「小規模納税人」の基準を超えなくても、本社が「一般納税人」資格を所持していれば、「一般納税人」資格を申請することができます。

⑤ ガソリン・スタンドはすべて「一般納税人」となります。

6. 「一般納税人」の申請資料

① 営業許可書

② 定款と関係契約書(「外高橋保税区」では20万元以上の契約書が要求さる)

③ 銀行口座証明書

④ 最小2名が税務担当者の資格を持ち、1名には「助理会計師」以上の資格が必要とされる。

- ⑤ 「増値税一般納税人申請認定表」2部
- ⑥ その他所轄税務局の必要材料
- ◎ 「一般納税人」資格は年1回の審査と更新が必要とされる。

7. 納税対象となる売上について

- ① 納税対象となる商品及び労務の代金
- ② 代金以外の費用。例えば、手数料・違約金・包装費用・保存費用・運賃等
- ③ 「消費税」税金: 「消費税」は内税であるため、その税金金額を「増値税」の納税対象売上に算入しなければならない。
- ④ 値引き販売
 - a. 販売数量などによる値引販売の場合は、同一「増値税専用領収書」に販売価格と値引額を同時に記入すれば、値引後の価格が納税対象となる。
 - b. 早期支払などによる値引販売の場合は、一種の融資活動と見なされるため値引は認められない。
 - c. 商品を渡した後、品質等に欠陥が発見され返品を要求されず、値引が要求された場合は、その値引は認められる。

8. 輸入商品の「増値税」計算

$$A \text{ 納税対象金額} = \text{税関での申告価格} + \text{関税} + \text{消費税 (消費税対象商品)}$$

$$\text{増値税金額} = A \text{ 納税対象金額} \times \text{適正税率}$$

9. 売上税額が仕入税額(還付批准税額)より小さい場合、控除できなかった仕入税額は次の納税期間に繰越される。そして、翌期以降の納税期間で控除されない場合には継続的に繰越されることとなる。

10. 「増値税」関係手続き(一般納税人の基本税率を17%とする)

* 図1を参照してください。

* A社が商品を100円で仕入、その仕入商品を全てZ社に300円で販売する。

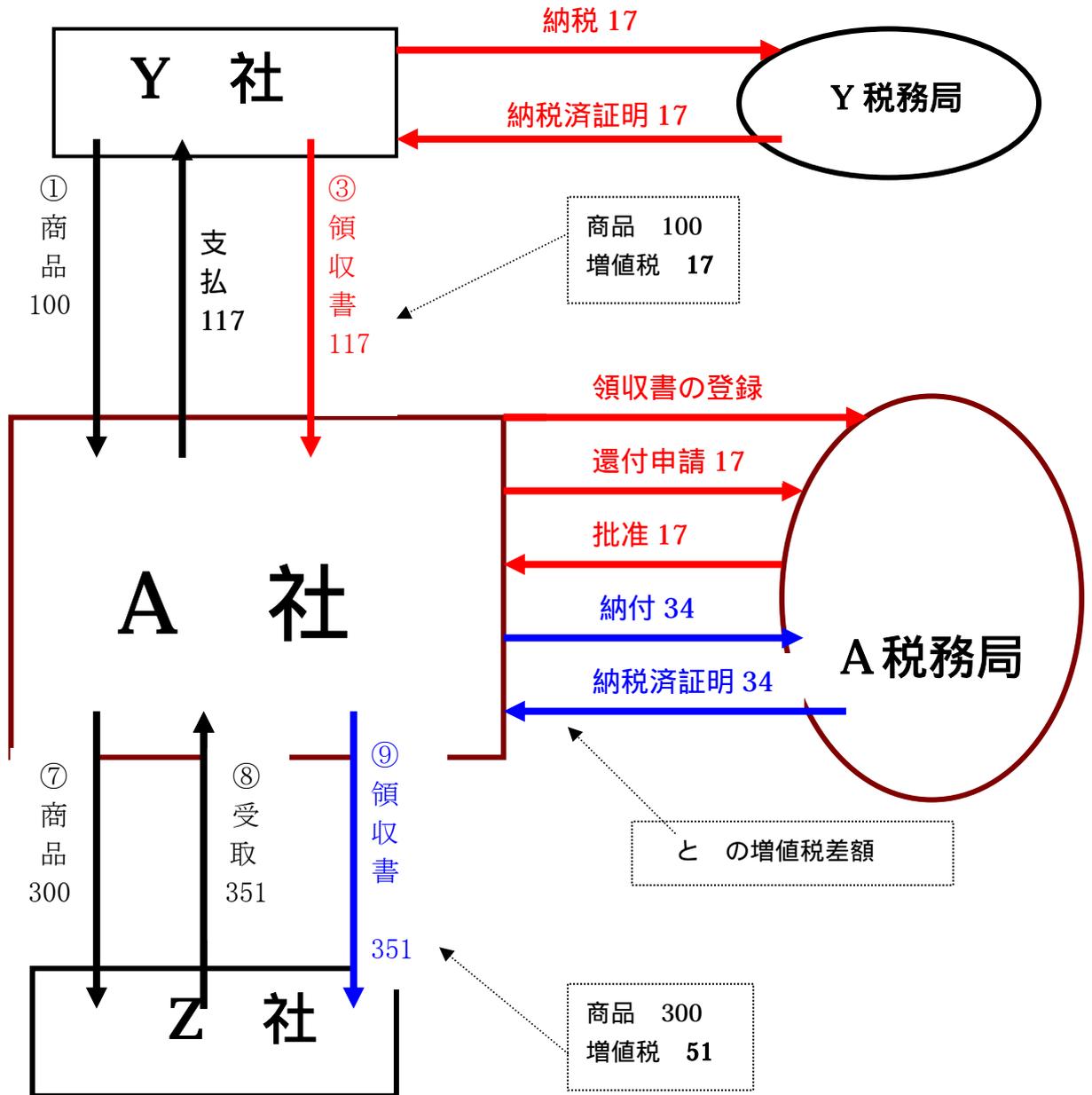
- ① A社はY社から商品を100円で仕入れる。
- ② A社は117円をY社に支払う。
- ③ A社はY社が発行する増値税専用領収書をもらう。
- ④ Y社は増値税17円を所轄税務局に支払う。(Y社の仕入金額が「0」の場合)
- ⑤ Y社は所轄税務局から納税証明(17円)をもらう。
- ⑥ A社はY社にもらった増値税専用領収書を所轄税務局で登録する。
- ⑦ A社はY社から仕入商品を全品Z社に売る。(A社は仕入商品を部品として、全部自社製品に組み入れ、その製品を全部Z社に売る)
- ⑧ A社はZ社から商品代金351円を受け取る。(増値税17%含む)
- ⑨ A社はZ社に増値税専用領収書を発行する。
- ⑩ 仕入分の商品を売ったので、②の仕入で支払った増値税17円の還付を所轄税務局に申請する。
- ⑪ A社の所轄税務局は還付申請を批准する。(即ち仕入税額控除と同意義)
- ⑫ A社は増値税(差額34円)を所轄税務局に支払う。

- * 支払増値税＝銷項税(51 元)－進項税(17 元)＝34 元
- ⑬ A 社は所轄税務局から納税証明(34 元)をもらう。

参考資料:「増値税、消費税、関税—実用問答」
中国方正出版社

主編:陳 春潔
2004 年 1 月版

図1. 増値税納付手順(中国税法からの手順です)



会計処理:上海市税務当局からの回答です

- PC を手荷物で中国へ運んだ場合、「関税等」を支払う正式な処理をしていれば会社経費にできます。(税金は約 40～50%)

日本国地方政府(都道府県・市)の駐在員事務所について

- 地方政府の駐在員事務所も「中国会計基準」で会計を処理する
- 地方政府の事務所が課税されない為には、免税を申請する必要があります
- 勤務者:日本人の個人所得税については、「183 日条項」で支払地・国が変わります

《詳細は担当部局に問合せください》

- ◇ 04 年 7 月から、外国籍社員の「個人所得税」を摘発するキャンペーンが開始されるだろうと広く噂されています。04 年 6 月 30 日までに自己申告して来れば、「罪を軽減する」とも言われていますが、さてどうなりますか？



上海葵井通信 2004年6月号

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL : 03-3775-1220 FAX : 03-3775-1156

URL : <http://www.ykss.com> e-mail : aoipaoibc.com

【上海事情】

中国における日本人や日系企業の中国感について、香港や広東省に長く住んでいた日本人に比較的多いのですが「中国は何でも有り！法律違反は当たり前、逮捕されても『袖の下』や強い『コネ』で解決できる。捕まったのは交通事故のようなもので、運が悪かった」と考えているケースが多いようです。(中国:上海でも罰金を値切れる場合は多々あります)

上海でも、税金逃れのため会計処理を二重帳簿にしたり、社会保険に未加入だったり、故意の不正行為に加担している日系企業も数多くあります。日本でのスピード違反やキセル乗車と同じレベルだと思っているのかも知れませんが、ここ中国では日本人は「外国人」です。日中の不幸な歴史からも日系企業は、他の外資系企業には見られない「過剰な方法や処理・反発」も無いとはいえません。2003年の西安での反日的な暴動も、中国人の対日的な感情の一種が表れたと分析しています。

日本にいる方のために、中国の社会保険制度(四金)について解説いたします。

- ① 四金とは、健康保険・年金・労働保険・住宅基金になります
- ② 省・市によって、つまり「社員」ごとに加入する四金の種類(二金・三金・四金)や給与への徴収割合(%)が異なります
(中国人は原則的に居住登録地を選択できず、上海や北京のような大都市ほど、多くの点で恵まれています)
- ③ 年に数回、諸点が変更されるので、処理ミス等が起きやすい状況です

更に、政府当局が「不正摘発キャンペーン」を実施して、摘発者(経営者から見ると密告者)に対して奨励金を支払っています。奨励金の算出方法は、時効ナシで「**不正金額×約3~4倍×10%**」になり、上限金額は「10万元」とも言われています。広東省等ではその上限金額も無く、無制限に密告の奨励金を支払うとも噂されています。それ故に最も多い摘発は、社員や元社員の告発から始まります。

当社でも、裁判中であつたり、税務当局へ出頭して罰金を値切ったりした日系企業の多数情報を把握しております。ここで第三者の立場から、単純に数値比較してみますと、

- ① 設立後から合法的な処理で四金に加入し、会計処理も合法的にした企業の場合
- ② 設立から四金に未加入で、会計も非合法的な処理で経費を削減したが、後日に摘発された金額が大きい企業の場合

以上の2つの企業を比較すると、リスク管理費を「掛捨て保険料」と考えれば、「罰金予想金額」+「イメージダウン」+「強制的な罰則」=『総リスク金額』となり、月間や年間に御社が支払える『リスク管理の経費』が算出できます。

例として、コンサルタント会社ですと、他社へアドバイスやサポートする立場ですので摘発や逮捕されるとそのイメージダウンは計り知れず、致命的になります。同じように弁護士事務所も安心や信頼をセールポイントにしているので同様です。法務部を持っている会社が無免許で営業活動して、日本の週刊誌に掲載され、中国の新聞種にもなったことは、業界筋以外でも上海では比較的によく知られています。

日本と違って経営者には重罰が課される可能性もありますので、中長期的な経営戦略から判断しても、①のケースをお勧めいたします。

下記の個人所得税未納摘発キャンペーンが大規模になるのか、それとも掛け声だけの打ち上げ花火になるのか、秋までには結果が出るでしょう。

◇ 2004年7月から、外国籍社員の「個人所得税」を摘発するキャンペーンが開始されるだろうと広く噂されています。04年6月30日までに自己申告して来れば「罪を軽減する」とも言われています。

中国におけるリスクを考えると、2004年ではSARSをほぼ防止できたようですので、社会不安も起こりませんでした。その次に考えられるリスク管理は電気不足による「停電」ですが、上海では早くも5月の気温が30℃を越しています。特に製造業では自家発電機を購入するか、担当部署に対して強く停電対策を行うかが工場担当者の重大な業務になってきそうです。ちなみに自家発電用のモーターが2003年夏に、飛ぶように売れたと言われています。(F)

(上海市の電力供給部門は、04年夏は工場へ電力カットを実施しないと約束したとの情報も入って来ました)

税務事情・・・「営業税」

1. 営業税とは

営業税は、中国国内においてなされる労務役務の提供、無形資産取引、不動産取引、建設等を対象とした流通税のひとつである。

なお、増値税の対象となる加工、修理補修、組立労務の提供は除くものとされている。

2. 特徴

- ① 課税対象金額は売上金額であり、内税の考え方である。
- ② 増値税との相違
 1. 増値税の課税対象は主として(有形)商品ですが、営業税の課税対象は主として労務・サービスである。
 2. 増値税は「売上」と「仕入」の「差額」に対して課税となるが、営業税は「売上」に対して課税される。

3. 税目及び税率

表1

業種	課税範囲	税率
運送業	陸運、海運、空運、パイプ運送、運搬業務等	3%
建築業	建築、設置、修繕、装飾(内装)等	3%
金融保険業		5%
郵便、通信業		3%
文化スポーツ業		3%
娯楽業	クラブ、バー、KTV、ビリヤード、ゴルフ、ボーリング、遊戯等	20%
サービス業	代理業、ホテル業、飲食業、旅行業、倉庫業、賃貸業、広告業、その他のサービス業	5%
無形資産譲渡	土地使用権、特許権、非特許技術、商標権、著作権等	5%
不動産販売	建築物、構築物	5%

4. 外国企業(非居住者企業)の注意点

中国国外の外国企業(非居住者企業)が中国国内において著作権等の無形固定資産の譲渡又は使用権許諾対価(ロイヤリティー収入)を受ける場合については営業税が課税される。

5. 営業税と城市維持建設税・教育付加費

営業税の税額によって、「城市維持建設税」と「教育付加費」の2種類の税金付加が決まります。「城市維持建設税」は営業税額の7%、「教育付加費」は営業税額の3%になっています。

1. 「城市維持建設税」と「教育付加費」の支払は所轄する税務局によって判断されますが、一般的に外資系企業は支払わなくてもいいと判断される場合が多いようです。
2. それ以外の税金では「河道税」を徴収される場合もあります。上海市静安区ですと「営業税×0.5%」になります

6. 損益計算書

中国で、企業は毎月所轄税務局に「貸借対照表」と「損益計算表」を提出しなければなりません。その形式は決められていますが、業種によって違います。営業税の説明も兼ねて、「文化、スポーツ、娯楽、旅行、飲食、サービス」業の「損益計算表」は次ページです。

損 益 表

会服02表

編製単位:	年 月	単位:元		
項 目	行 次	本 月 数	本年累計数	
一、 営業収入	1			
減: 営業成本	2			
営業費用	3			
営業税及付加	4			
二、 経営利潤	5			
減: 管理費用	6			
財務費用	7			
三、 営業利潤	8			
加: 投資収益	9			
営業外収入	10			
減: 営業外支出	11			
四、 利潤総額	12			

「会服」は「文化、スポーツ、娯楽、旅行、飲食、サービス」業の「損益計算表」の略
「営業収入」が営業税対象
「売上成本」は売上原価
「営業税及付加」は、営業税・城市維持建設税・教育付加費 等の合計金額
「財務費用」は、主に「銀行諸経費」と、「受取利息」、「支払利息」の差額、の合計金額

以上

参考資料:「営業税—政策与法規」
国家税務総局教材編写組編集

中国財政経済出版社
2003年7月

<上記情報は「担当役所・部署」へ必ず、詳細を問合せてください>



上海葵井通信 2004年7月号

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部 : 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com>

E-mail: info@ykss.com

【上海事情】

毎年6月上旬に、中国全土で「3日間戦争」が勃発します。それは全国统一の大学入試です。78年の大学再開以来、その「戦争」は年々激しくなっています。その理由を以下に分析しました。

- ① 中国では多数の大学(国立・公立・私立)が、統一入試の点数によって学生を選抜しています。この試験が学生達にとっては、唯一の「登竜門」になっています。
- ② 中国全土で見れば、大学進学率がまだ低く、大学生はエリート意識を強く持っていますし、親たちは大学へ進学さえすれば、将来「良い生活」が保証されていると思っているので、子供をどうしても大学に進学させたいと思っています。その一方、上海では大学進学率がすでに70%以上になっています。そうすると、逆に大学へ進学しなければ「良い生活」のどころか、日常生活すら困窮するかもしれないと考えて、他の地域以上に子供を大学へ進学させる意思を強く持っています。
- ③「一人子政策」によって、子供に対する期待が過大になっています。

04年の入試戦争が上海にどれだけ影響しているかは、次のような事例で理解することができます。

- 上海では入試前から、住宅地に近い工事現場や工場など騒音を発生するところでは、夜間操業禁止という規定を政府が発布しました。受験生の睡眠に影響しないためです。上海ではあちこちで工事を行っていますし、工場の操業停止による損失とも合わせて考えれば、受験生の睡眠を保证するため、市政府は相当の経済的な利益を犠牲にしています。
- 入試場となる学校周囲の道路では、クラクションを鳴らしてはいけないと、上海の交通部門は臨時規定を発布しました。その期間中に入試場の学校の周囲では普段より多めに警察がパトロールしていました。
- いつもの朝のように、道路に空車のタクシーはあまり見かけませんでした。多くの受験者達によって、事前に予約されたからです。
- 入試場周囲の道路上で親達が静かに子供を待っている映像を、テレビが映していました。その中には仕事を休んだ親も多くいたそうです。04年の上海では、急に雨が降り出し、多くの入試場は親達に退避場所として、学校の体育館を開放しました。
- 道路渋滞などの理由によって、遅刻しそうになり、白バイの先導等で警察に助け

でもらう受験生のニュースが毎日ありました。白バイ警官にとっても、入試期間中は受験生を助ける事が最重要な業務になっています。

- 友人の通勤途中の話ですが、交通ルールに違反した運転手を処罰しようとした警察官へ、乗客の一人が「子供の入試に遅刻するわよ！」と吼えた途端、警察は運転手に免許を返し、「速く行け！」と促したそうです。「交通ルール」より「入試」でしょう。

このような騒動は入試期間中では当然だと思われていますが、社会の雰囲気は物々しくなっているのも実感です。中国人からすると中国の「将来の人材」を選抜するために、中国中が彼ら、彼女らを保護・重視する事は『結構なこと』だと思われています。しかし、このような「保護・重視」政策については、本当に人材育成に良い影響を与えているかどうかと強く疑問を感じております。

「外商投資企業、外国企業所得税」

中国における企業所得税法(日本の法人税法に相当する)は、中国企業に対するものと外資企業を対象にするものと別々の法律体系になっており、外資企業に対しては、「中華人民共和国外国投資企業・外国企業所得税法」として1997年7月より施行されている。

1. 納税義務者

- ① 国内企業たる外国投資企業 1 合弁企業 2 合作企業 3 独資企業

- ② 外国企業たる海外企業 1 中国国内に生産、経営機構等の場所を有している企業または組織もしくは営業代理人
 2 中国企業と共同経営している外国企業
 3 中国国内に所得を有する外国企業

2. 課税範囲

中国国内に本店を有する外資企業は、中国国内および国外源泉所得のすべての全世界所得が課税所得となる。

- ② 中国国内に本店を有しない外国企業は、中国国内源泉所得のみの課税となる。

3. 事業年度と税率

外資企業と外国企業の事業年度は、特別の許可を受けた場合を除き暦年基準とされ1月1日～12月31日が事業年度となる。(中国では毎月決算となっている)

外資企業所得の税率は30%であり、地方所得税の税率は3%が基本となっている。

政策による各種優遇税制があるが、詳細は各事例にあわせてその時々にて調査照会する必要があります。

4. 課税所得

- ① 正規の課税所得会計処理基準課税方式
課税所得の計算は業種毎に計算式が定められているが、基本的な考え方は日本の法人税と同様であり、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準により計算された企業利益をベースとして特定の税務調整を加え課税所得を算出するものとしている。
- ② 推定利益課税方式
原価、費用の証憑を提出できない外国企業で、主に駐在員事務所、建築請負工事現場等は所轄税務局による推計課税が行われる。
- ③ 経費課税方式
収入の証憑を提出できない外国企業の駐在員事務所などは経費から所得を推計される。

5. 収益の認識基準と益金不算入等項目

- ① 中国企業会計準則による発生主義が税務においても原則となる。

② 別段の定めとして次のような基準が定められている。

- a. 割賦基準 ----- 回収期限到来基準
- b. 工事進行基準 ----- 1年超の長期工事又は製造の場合にその進行に

応じた合理的基準

- c. 収穫基準 ----- 合作企業の製品配分方式
- d. 非貨幣性資産収益の評価基準 - 市場価格基準
- e. 不動産開発業収益認識基準 --- 工事合格証交付基準
- f. 受取配当金 ----- 益金不算入とすることが出来る
- g. 資産受贈益 ----- 資本準備金処理された受贈益は原則益金算入、

特例として5年均等分割益金算入が認められている。

6. 費用の認識基準と損金不算入項目

① 費用認識基準も「発生主義」を原則とし、「債務確定主義」の概念にもとづき認定されるが、いわゆる減損会計における評価損、引当金計上損等は損金として認められていない。

② 売上原価算定の基礎となる棚卸資産の評価は、取得原価主義による。

③ 国外本店へ支払う立替金等の配布経費は本店提出の証明書と公認会計士の検査を要件として損金と認定される。また国外関連企業の立替金請求についても一定の要件を満たした場合に損金と認められる。

④ 支払利息は合理的利率による場合とし、借入金利息証明書を税務当局に提出することにより認められる。

⑤ 貸倒損失は債務者の破産、死亡、2年以上の明らかな回収不能の場合のみ損金として認定される。

⑥ 貸倒引当金は一定の金融業のみに認可されており一般企業には認められていない。

⑦ 次のような「特別損失」については税務当局の認可をもって損金算入とされるものであり、認可を得ないものは認められない。

課税年度内の生産 経営過程において発生した固定資産 流動資産の評価減、毀損 廃棄、貸倒れ 災害損失

⑧ 交際費の損金算入限度

製造業 -----1,500万元以下/年売上:売上×0.5%
1,500万元超の部分は0.3%

その他の事業 -----500万元以下/年売上:売上×1%
500万元超の部分は0.5%

⑨ 広告宣伝費の損金算入限度

1) 製薬 食品 日用品化学工業 家電 通信 スポーツ文化 家具 建材業 ----- 年間売上×8%が限度額とされている。

なお超過分は翌年に繰り越される。

2) ソフトウェア開発 IC 製造業 IT 企業については限度額の制限は無い

⑩ その他の損金不算入項目

- h. 固定資産の購入 建造に係わる支出
- i. 無形資産の取得 開発に係わる支出
- j. 資本の利息
- k. 各種所得税税額
- l. 違反に係わる罰金 没収による損失
- m. 税金の滞納金 罰金
- n. 災害等の損失のうち保険等により補償される部分
- o. 寄付金 寄贈(中国国内の公益に資するものを除く)
- p. 中国傘型企业等の本店(総機構)へ支払う使用料(ロイヤリティー)
- q. 生産 経營業務と関係のない支出

◎中国では法改正、又は取扱変更が頻繁にありますので、適用時は「担当部署」へ必ず詳細を問合せてください。

会計処理

* <立替金>について

：日本本社分を立替えて支払の場合、精算時（外貨入金）に「売上高」と認定される可能性が強いので、特に注意してください

* <借入金>について

：個人への返済の場合は、銀行が小切手を使わせませんので「現金」で返す事になります

* <為替差損益>について

：財務費用で処理します

<上記情報は「担当役所・部署・銀行」へ必ず、詳細を問合せてください>

<中国会計の疑問点>について

上海葵井の会社案内にあります「中国会計のポイント」を読んでみて、「何だ、これ」とか、「理由が理解できない」とか思った方は、会計に詳しいのではないのでしょうか。上海葵井も明確な回答を出せませんが、その疑問に付いて一つの推測を立ててみました。

世界一PCを製造している「中国」ですが、21世紀の中国会計業界は「PCのない世界」です。故に、自分で計算しやすい、管理しやすい方法として上記ような会計システムを維持していると思えます。

：CPA 事務所でもPCは、かなり少ないようです。もちろん、使いやすく、手ごろな会計ソフトもありません。



上海葵井通信《2004年8月号》

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部 : 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> E-mail: info@ykss.com

【上海事情】

7月の「上海葵井通信」では、壮絶な「中国統一大学入試試験」戦争の状況を紹介しました。面白く読んだ方が多いと聞きましたので、その背後に隠れている深刻な問題について述べてみたいと思います。

1. 中国社会に影響する問題

中国では、いまでも大学進学率は低いと言われ、正確な統計がないため約 15～20%と見られています。中央政府は大学生を速く、多く育成する政策を打ち出していますが、急激な大学生の増加計画によって、社会、特に経済発展に悪い影響を与えているのも事実です。

① 人材構造の問題

大学生の増加計画のため、都市部では「大学」に進学する学生が増えるに対して、技術学校や専門学校に進学する学生が大幅に減少しています。入学希望者が減少したため、技術学校や専門学校は優秀な学生を選択・入学させられなくなってきました。

結果として、「大卒者のホワイトカラー」は増加したが、「技術学校・専門学校卒者のブルーカラー」は不足しています。つまり、「社会」という工場の中で考えると、設計者や管理者は多すぎるのに、設計図から製造品を生産する技術者や製造者が不足しています。

その構造的な問題は、すでに深刻化して、上海では、NC 旋盤を操作できる人の採用が大変難しく、多くの工場ではNC旋盤をただ放置しているとニュースで取り上げています。上海市政府もこの問題を重視し始めて、技術学校や専門学校に進学する学生に多くの優遇政策や特別待遇を与え始めています。しかし、その効果が出て来るまでには時間がかかるでしょう。

② 地域分布の問題

国土の広い中国では、経済発展の地域格差も大変激しくなっています。「エリート意識」の強い大学卒業者達は、「経済の後進的な地域」である西部や内陸部へは行きたくなく、就職したくないと考えています。それは、沿海部や都市部の出身者だけでなく、西部や内陸部の出身者も、大学を卒業したら「沿海部や都市部」での就職を希望する傾向が強くなってきています。

結果として、沿海部や都市部では大学卒業者が就職難なのに、最も人材を必要としている西部や内陸部では大学卒業者が少なく、「優秀な人材」が不足しています。

2. 「人材」に影響する問題

「人材」に対する社会的な認識は一面的です。いまでも、「人材」になる最低条件としては「大学卒業者」として認識している人が多数です。その人々にとって、「大学入学&卒業」⇒「良い仕事」⇒「高給」⇒「良い生活」とのコースが「幸せな人生」に到達する最速で「唯一」のルートだと考えています。

親達はどうしても子供を大学に入学させたくなり、大学に入学するには統一試験しかないの、受験勉強は最重要になります。受験用の勉強しかしていないので暗記能力だけが高くなって、受験勉強では必要としていない「応用能力」について、学生達には欠如していると見ています。応用能力の欠如については、すでに03年10月号の「上海葵井通信」でも取り上げていますので、ご参照してください。

このような大学卒業者が本当の人材になるのか、企業で仕事ができるか、戦力になるのか、社会的な貢献ができるのか、と強く疑問に感じています。

「大学生になれば、社会から『人材』として認められる」と誤認しているため、多くの大学生や大学卒業者には「エリート意識」が強まりますが、逆に外部環境に対する認識や自己評価能力は低下しています。大学新卒者を雇用したら、希望する給与金額と能力の差があまりにも大きいすぎることに、困惑している企業、特に外資系企業は多くなっています。多くの企業が大学新卒者の採用を中止した理由は、この理由だと思われます。

政府が人材選抜方法を、大学統一入試試験に一本化したシステムの弊害は非常に深刻になっています。最近では政府もその問題を認識し始めています。しかし、それは教育だけの問題ではなく、社会全体の意識改造やシステム修正までも必要とされています。今後も多くの問題について、いろいろ分析して行きたいと考えます。

7月に続き、**外資系企業**の企業所得税を説明します。(中国では、中国系企業と外資系企業で、会計基準や税金について違う点もあります)

7. 固定資産

- ① 使用期限1年以上の建物、造作、構築物、車両運搬具、機械装置など、生産や経営に関係する設備、器具、備品は固定資産として計上する。
- ② 生産・経営にとっての主要設備ではなく、単価 2,000 元以下、または使用期限2年以下のものは、損金計上できる。
- ③ 固定資産の取得価額
 - a. 取得価額は取得原価主義による。
 - b. 購入時の運賃、設置費用等使用前の関係費用及び増値税は、取得価額に算入する。
 - c. 自社で製造・建築する固定資産については、製造・建築過程での実際支出合計を取得価額とする。
 - d. 現物出資、贈与その他投資とされる固定資産は、市場価格を基準として合理的な見積金額により取得価額とする。

8. 固定資産の減価償却

- ① 開始時期 固定資産の使用開始の「翌月」から減価償却は開始する。
- ② 残存価額 取得価額の 10%
- ③ 減価償却方法 基本的に「定額法」である。その他の定率法等を採用する場合等、事前に関係税務局から許可を取得する必要がある。
- ④ 耐用年数
 - * 建物 20 年
 - * 機械・生産設備 10 年
 - * 電子設備(パソコン等)、器具、家具、道具、車両 5 年
 - * なお事前に関係税務局から許可を得て耐用年数の変更も可能。
- ⑤ 中古固定資産 関係税務局の許可により見積年数での償却可。
- ⑥ 資本的支出 固定資産の改造、更新等により固定資産の使用年数を延長させる場合、減価償却年数も延長する。
- ⑦ 建物内装費等 長期前払費用として5年均等償却が認められている。

9. 無形資産と減価償却

- ① 特許権、専有技術、商標権、著作権、土地使用権等の無形資産の取得価額は固定資産と同様の考え方でよいものとされている。
- ② 償却方法は定額法とし、原則 10 年以上又は契約年数の償却とする。

10. 繰延資産(開業費)

- ① 生産・経営開始までの費用を開業費として計上する。
- ② 生産・営業開始する月から、「開業費」を5年均等償却する。
(会計法上では、一括で償却可)

- * 「生産・経営開始」に関する定義は、現在の法律では曖昧になっている。
(営業許可日、最初の領収書発行日 等)

11. 優遇税制と中国投資奨励税制

中国政府は投資する業種、地域などによって、多くの優遇税制を外資企業に適用している。業種、地域又は技術等により企業所得税だけでなく、それぞれの優遇税制を受けられるが、政策の変化は速くて、地方によって実施する政策もそれぞれ異なるので、優遇税制については、必ず「進出前」まで、所轄政府部門に入念に確認することが要。(04年では優遇政策が取消された開発区もあります)

① 優遇措置

下記のような企業は営利年度から2年間は企業所得税が免除、3年目～5年目は半減される制度、その他の優遇措置がおかれている。

- 1 地域生産型企業 エネルギー 交通関連投資企業等
- 2 経済特区、経済開発区、西部地区進出企業
- 3 先進技術移転企業 追加投資企業等

12. 欠損金の繰越控除

- ① 繰越欠損金は最長5年間繰り越して、以後の各事業年度における企業所得課税額と相殺控除することができる。

13. 外国税額控除制度

- ① 中国で「総機構(本部機能ある機構)」を設立している外資系企業のみ、当該制度は適用される。
- ② 外国税額とは中国国外の所得によって、中国国外で納付した企業所得税。
- ③ 外国税額控除限度額＝国内と国外所得合計により計算した納税総額×(特定外国の所得額÷国内と国外所得合計額)
- ④ 外国税額控除額計算に使用する税率は、30%の企業所得税と3%の地方所得税を使用する。

14. 納税申告

- ① 各四半期の終了後15日以内に申告、納付する。
- ② 年度終了後5ヶ月以内に年度確定申告する。調整差額分を追加納付するまたは還付を受ける。
- ③ 確定申告の提出資料
 - a. 「企業年度所得税申报表」及びその付属表
 - b. 「資産負債表」(B/S)
 - c. 「利潤表」(P/L)
 - d. 「現金流量表」(C/F)
 - e. 「存貨表」(棚卸)
 - f. 「固定資産及累計折旧表」(固定資産、減価償却リスト)
 - g. 「無形資産及其他資産表」

- h. 「外幣資金表」(外貨資金リスト)
- i. 「応徴増値税明細表」(増値税リスト)
- j. 「利潤分配表」(利益処分リスト)
- k. 「産品銷售成本表」(売上原価明細)
- l. 「主要産品生産成本、銷售收入及銷售成本表」(主要商品の製造原価、売上及び売上明細)
- m. 「製造費用明細表」
- n. 「銷售費用、管理費用、財務費用及營業外収支明細表」(販売費用、管理費用、財務費用及び營業外収支明細)
- o. 「予提費用明細表」(未払費用明細)
- p. CPA による監査報告書
- q. その他、税務局の必要資料

15. 期限後申告

- ① 期限内に申告しない場合は 2,000 元以下の罰金で新たな申告期限を設定する
- ② 新たな申告期限内に申告しない場合は 2,000～1 万元の罰金で、次の申告期限を限定する
- ③ 確定申告を行わない場合は1日あたり、本税額の「1,000 分の 5」の滞納金が付加される。

《中国では法改正、又は取扱変更が頻繁にありますので、適用時は「担当部署」へ必ず詳細を問合せてください》

中国会計事情について

上海でMBAを勉強しているSBFのメンバーからの情報です。

- ・ MBAでは「国際会計」で授業を進めている
- ・ 大多数の卒業生は「欧米系企業」へ就職する
- ・ MBA取得後は給与が3~4倍になり、10倍にまで上昇する人もいる

欧米系企業に人気がある理由としては

給与が高い。MBAを評価してくれる

ガラスの天井が無く、実力で昇給・昇格できる

：ガラスの天井とは、眼に見えない「上限」の事です。女性や中国人にはトップへの道が塞がっている事です

逆に、日系企業の不人気な理由が明確になります。給与が低く、ガラスの天井が存在するからです。国際会計を理解して、説明責任を行える中国人へ「1万~2万」の手取給与を出す価値を知っているかでしょう。

次に中国系企業が不人気な理由は、中国会計で処理している企業へ就職して、急に「国際会計」に変えた場合、社内・社外との利害関係やバランスを損なって、自分の仕事が出来なくなります。最悪、「命の心配」までしなければなりません。

(中国人に最も人気のある「職位の1」は、日系大企業の調達・購買責任者で「給与なんか不必要！」だと言われています。中国系企業でも似た物です、日系企業ほどリベート金額が大きくないだけです) (F)

◎上海に住んでいる日本人から、多く質問されるのは「美味しいパン屋さんは、何処にありますか？」です。

見つけました！「静安寺:そごうB1」にある山崎製パン:実質的には「ボンパドール」タイプなので、美味しいはずですが、価格は高めですが、中国人・日本人で多く賑わっています。



上海葵井通信 2004年9月号

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部 : 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> E-mail: info@ykss.com

【上海事情】

上海人に書けない! 「上海人(サヘニン)レポート by 日本人(サパニン)」

上海人とは、約200年前の上海の開港以後、上海で「金持ちになりたい、一旗上げたい」との夢を求めて来た人々の子孫と言えます。冒険心を持ち、革新的に、何とかしてやろうと考え、新開拓地: 上海に来た訳ですので、日本で言うと明治維新後の横浜や神戸と同じでしょう。その残り火なのでしょう、上海ではルール無視や法律違反が多く、例えば信号を無視するのは歩行者だけでなく、自転車、オートバイ、そして自動車にも見受けられます。バスや地下鉄でも「早い者勝ち、強い者勝ち」で席取合戦が毎日起こり、降りる人を考えずに我先に乗り込んでいますし、切符を買う時も一列に並ばず、横入りは当たり前です。上海人に、このルール違反の状況を指摘すると「上海人ではなく、違反するのは『外地人』です」との回答が多くありました。

＜事実＞上海のバスでは、前の入口から降りて、後の出口から乗ります。
しかし、中国人の名誉のために一言、蘇州・昆明・成都・寧波ではバスに前の「入口」から乗込み、後の「出口」から降りていました

しかし、現在の中国では、台州や温州のある「浙江省」から多数のベンチャー企業の成功者を出しています。一方の上海で見ると、大学生の就職希望先として人気があるのは、大企業や官僚等と安定志向が目立ち、上海人はもうベンチャー精神を無くしたと思われています。

中国人からの評価として、上海人は一般的に「学歴も高く、所得も高い」が、自分たち以外の中国人に対しては、**田舎者**を意味する「外地人」と呼び、優越意識を持っています。故に、中国人の中では、上海が「**最も憧れの都市**」の一つであるけど、上海人は「**最も嫌われている中国人**」と言われています。確かに、地方の都市・町は上海市と比較したら、インフラや文化・教育等の面で劣っていますし、更に大きな上海閥が存在して、上海には優先的に物品等を支給したり、優遇政策を与えています。

逸話①

上海人の運転手と日本人の総経理が車で出かけた場合、**上海以外の土地**で道が判らなくなると、土地の人に道を尋ねる役は「日本人」です。

発音等で判ってしまう「上海人」が道を尋ねると、「**逆の方向**」を教えられケースが余りにも多すぎるため、日本人総経理が必ず尋ね役になっています

逸話②

次に上海人の男・女について、他の中国人が見た上海の男性のイメージは「親切・Soft」で、女性は「Strong・優秀」になります。上海に住んでいる日本人もこの意見には「NO」とは言えません。

：上海人の家庭で「買物・炊事・洗濯等」の家事仕事は、主に男性が担当していると中国国内では信じられています

(新聞によく載るイラストは、ママは着飾って TV を見て、パパはパジャマ姿でタライを使って、家族のために洗濯と他の中国人がイメージしている上海家庭です)



憧れの土地と言えば、「昭和 40～50 年代」まで、日本では東京や大阪が憧れの土地で、大都市へ人口が集中していました。その同じ現象が中国の他の大都市：北京・広州・大連等でも起きています。中国国内での文化交流と考えれば良いのですが、都市の住民と外地からの住民の所得格差が大きいという「貧富の差」が深刻な社会問題になっています。

上海でみると 1 人あたりの GDP が US\$5,000 前後ですが、手取月給が約 1,000 元以下(≒日本円 15,000)の多数の外地人労働者から、700 万元超(≒日本円 1 億)もするマンションを**現金**で支払える少数の金持ちもいます。(価格が約日本円 1 億でも約 200 軒の豪華一軒家のうちで、売れ残りは数軒だけでした)

但し、月給の 1,000 元でも上海で使うよりも、地方の実家の町で使えば「3,000 元～5,000 元」の価値に急上昇しますので、貯めたお金を持ち帰って、金持ちに変われます。それを見て、周りの人が更に上海に憧れて地方から出て来ています。

しかしながら上海に出て来さへすれば、お金を簡単に稼げるという訳ではありませんので、その結果として、頑張っても、努力しても金持ちになれないなら、素早く、無税でお金が手に入る道「違法」の道へ走る外地人も多いと言われています。(自分が 1ヶ月間に汗水流して、一生懸命働いて手に入れた金額[≒700 元]が、隣では 1 回分の夕食代だったり、簡単にチップで渡したり、お酒 1 本分だとすると「違法」へ走りたくなる気持ちも理解できます)特に、春節(=旧正月)の前には、少しでも見栄を張って多くのお土産を実家へ持ち帰りたいので、空き巣狙いや強盗が増えるから通常以上に注意が必要と呼びかけられています。

その一方で「お金持ち」は、個人的な意見ですが、他者に見せびらかす、他人に負けまいとする「成金趣味」になっています。他人よりも高額な物・大きな物や見栄えの良い物：ブランド品を所有する「面子主義」になっています。日本のバブル時代を思い出させる内容が伴わない現象です。

上記の事柄をビジネス傾向として考えると、所得格差が大きいので、「**金持ち用の特注品販売**」は当たる。その一方で大多数の中国人は価格第一主義になるので「**単機能の低価格品販売**」ならば、販売予想数量は「一桁から二桁」も増加します。(そして売れると判ったら、1～2ヶ月以内にフェイクが新登場します)

更に具体的に云えば、「**上海**」ではキッチンや炊事・洗濯の器具は、女性用でなく、「**男性用**」としての機能や使い方を考慮すべきです。アイロンや洗濯機の売り場で下見しているのは、上海男性が圧倒的に多く、自分で使用するので真剣に機種を見比べています。逆に若い女性向けでは「**消費嗜好品**」が大きく伸びて行くでしょう。海外旅行・化粧品から、自己啓発の教育事業まで女性が中心になります。

また上海葵井へよく寄せられる質問の中で「上海での社員採用では、女性と男性でどちらを選んだ方が良いですか？」との質問があります。これに対しては、私どもは躊躇無く「**女性**」との回答しております。もちろん能力や将来性や給与等が同じ条件の場合です。

参考データ:

中国給与事情

中国では、文化大革命時に高等教育機関が閉鎖されていました。その結果、親の世代(40~50才)よりも子の世代(20~30才)の方が、一般的には給与が高くなっています

- ・ 高学歴(大卒者はエリート意識が強い)
- ・ 海外経験(留学・遊学)が有
- ・ 外国語(中国語・英語・上海語は一般的)に対応可能

上海タイガース

上海女性の「強さ・激しさ」を表現している。トラのように吼え、トラのように噛み付く。その分、男性よりも優秀で仕事では使えると判断しています。

その一方で「アッシー・メッシー・貢君」が存在するなど、上海男性は「中国三宝のNo.3」と評価されているぐらい、優しく、親切で、弱い。もちろん、他の中国人から馬鹿にされた言葉です。

追記

以上は上海人を中傷・誹謗している訳ではありません。**ビジネスに役立てるべく**、上海在住日本人から見た一般論です。(F記)

上海の小さな変化

本日、缶入り朝日ビールを買いました。飲む時に「ア、変わった」と思える事がありました。今まで上海で缶入りジュースやビールを飲む時は、プルトップ(Pull-top)を開けて、缶本体から取り外してから飲みました。今回のビール缶では日本や欧米と同じく、プルトップを缶の中に入れて、取り外さないで飲むタイプ(Push-top)になりました。

なぜ、朝日ビールが缶のプルトップを変えたのは、環境問題か、製造上の問題か、理由は不明ですが、上海の製缶業界では、大ニュースになっているでしょう。バドワイザーやコカコーラですら、まだ古いプルトップ(Pull-top)缶で販売しています。

2004年4月16日中国商務部は「外資投資商業領域管理弁法」を發布しました。これにより中国にて小売、卸売の外資系企業の設立が認められるようになります。今月の「上海葵井通信」から2回に分けて、その主要な内容を紹介いたします。

1. 対象企業(第三条)

- ① 手数料代行業
 - a. 商品の販売代理
 - b. 仲買人、競売人
 - c. その他、契約書に基づいて、他人の商品を販売したり、関連サービスを提供したりすることによって、手数料を受ける代行業
- ② 卸売業
小売企業、工業企業、商業企業、機構及びその他の卸売企業に対して、商品を販売、および関連サービスの提供企業
- ③ 小売業
固定場所で、又はテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機を介して、個人又は団体用の商品を販売、関連サービスを提供する企業
- ④ フランチャイズ経営
報酬、或いは特許経営事業費を得るため、契約によって、他人に自社の商標、商号、ビジネスモデルを提供する企業

2. 外商投資商業企業の設立条件(第七条)

- ① 資本金と投資総額は外商投資企業に関する法規定に準ずるものとし、最低資本金はUS20万ドルとされている。
- ② 経営期限は30年以下とするが、中国中西部地区での場合40年以下とされている。

3. 外商投資商業企業の店舗設置条件(第八条)

- ① 所在地都市の発展及び商業発展の関連規定に従わなければならない。
- ② 期限内に外商投資企業の連合年度監査に参加し合格しなければならない。
- ③ 資本金は全額払い込むことが要件となっている。

4. 経営範囲(第九条)

- ① 小売外商投資商業企業
 - a. 小売
 - b. 自社販売用商品の輸入
 - c. 中国国内商品の買付け、輸出
 - d. その他関連業務
- ② 卸売外商投資商業企業
 - a. 卸販売
 - b. 手数料代行サービス(競売を除く)
 - c. 輸出入
 - d. その他関連業務
- ③ 外商投資商業企業は、他人(他社)に特許経営方式(フランチャイズ)で店舗

設置許可することが可能である。

- * 以上の業務を遂行する場合、関係商品の種類を関係契約、企業定款に明記しなければならない。

5. 認可機関および基準

① 認可機関

- a. 「省級」商務部門に關係申請資料を提出し、これが国家商務部に回される。
- b. 国家商務部は全申請資料を受け取ってから、3ヶ月以内に認可か、不認可を決定する。

- * 認可 「外商投資企業批准證書」を發行する。
- * 不認可 申請企業(個人)に理由を説明する。
- * 国家商務部は条件によって、審査を「省級」商務部門に委ねる。

② 認可基準

小売外商投資商業企業は以下の条件を満たす場合、店舗申請は「省級」商務部門によって審査される。

- b. 販売ルートがテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機でない企業。
- c. 本法規の第17条、第18条の規定以外の商品を販売する企業
- d. 単一店舗面積は 3,000 m²以下、当該「省」に同類店舗数は3店舗以下、中国全土に同類店舗数は 30 店舗以下
- e. 単一店舗面積は 300 m²以下、当該「省」に同類店舗数は30店舗以下、中国全土に同類店舗数は 300 店舗以下
- f. 商標、商号の所有権は中国側、中国人にある合弁又は合資企業で、本法規の第17条、第18条の規定以外の商品を販売していること。

- ④ 投資者は「外商投資企業批准證書」を取得して1ヶ月以内に、その「外商投資企業批准證書」に基づいて、工商管理機関で登録手続きを行う。

5. 外商投資商業企業の設立申請資料(第十二条)

- ① 企業設立申請書
- ② 全ての投資者が承認した経営計画書
- ③ 契約書、定款(独資の場合、定款のみ)及び附属資料
- ④ 各投資者の銀行信用証明、登記証明のコピー、法定代表者の証明書コピー(外国投資者は個人である場合、その身分証明書)
- ⑤ 公認会計師事務所による、各投資者の前年度監査報告書
- ⑥ 中国側投資者について合弁合作商業企業に投入予定国有資産評価報告書
- ⑦ 設立予定の外商投資商業企業の輸出入商品目録
- ⑧ 設立予定の外商投資商業企業の董事会名簿、投資各社(者)の董事委任状
- ⑨ 工商管理部門が發行する「企業名称予先核准通知書」
- ⑩ 設置予定店舗の土地使用權証明(コピー)、または賃貸契約(コピー)
 - * 營業面積 3,000 m²以下の店舗は除く
- ⑪ 店舗所在地の商務部門が發行する、当該店舗は現地都市發展及び都市商

業発展要求に適合である証明

6. 外商投資商業企業の店舗設置申請資料(第十三条)

- ① 店舗設置申請書
- ② 改正後の契約書、定款(改正がある場合)
- ③ 店舗開設の経営計画書
- ④ 店舗開設に関する「董事会決議書」
- ⑤ 会社の前期年度監査報告
- ⑥ 資本監査報告書(コピー)
- ⑦ 各投資者の登記証明のコピー、法定代表者の証明書コピー
- ⑧ 開設予定店舗の土地使用証明(コピー)、または場所の賃貸契約(コピー)
* 営業面積 3,000 m²以下は除く
- ⑨ 店舗所在地の商務部門が発行する、当該店舗が現地都市発展及び都市商業発展要求に適合することの証明

< 中国では法改正等が頻繁に行われますので、上記情報の詳細は「担当役所・部署・銀行」へ必ず、お問合せください。 >



上海葵井通信 2004年10月号

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部 : 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> E-mail: info@ykss.com

【上海事情】

9月11日&12日に上海ビジネス・フォーラム(SBF) (<http://www.abx.com.cn>)の月例会として、「鎮江・揚州」旅行に行きました。非常に面白い旅でした、その途中の出来事が私に深い印象を残してくれましたので、ご紹介します。

「鎮江」と「揚州」は「南京」に近く、長江(≡揚子江)を挟んで、両側に位置しています。1日目の「鎮江」観光が終了したので、フェリーで対岸の「揚州」に移動します。「鎮江」と「揚州」間の「鎮江長江大橋」は05年に完成予定でまだ使えませんが、我々は乗っているバスごとフェリーに乗船しました。

フェリーに乗った車両は多いのですが、観光バスは我々だけでした。約15分の渡る間、SBF会員の皆さんはバスを降り、来年開通する「鎮江長江大橋」を背景に、すばらしく綺麗な夕焼けの景色を観賞しました。

対岸に近づき、バスに戻りました。乗船する時は最初だったので、降りる時も最初になります。でもバス運転手は何か心配そうな表情を見せていて、心配の理由を教えてくださいました。

フェリーから「板: 棧橋」を下ろして岸につけて、車両が降りられるようにしますので、岸とフェリーの間には一定の角度が形成されます。フェリーが沈めば沈むほど、その角度は急になります。観光バスの後部は低くなっていますので、その角度が急になると、バスが降りる時、棧橋か岸にバス後部が接触して、壊れる可能性が大きくなります。我々のバスは最初に降りますので、全ての車両の重量で、フェリーが最も沈んだ位置でバスが降りることになります。運転手はバス後部と船・岸との接触を心配しているようでした。

接岸して、フェリーは棧橋を下ろしました。最前列のバスが降りなければ、後ろの車両は降りられませんので、心配しながらも、バス運転手はエンジンをかけました。バスが動き出したところ、小旗を持っているフェリー案内係が我々のバスの前に来て、バスをフェリーの端に、移動するように誘導しました。そして、バスを最初に降ろさずに、後ろの車両を降ろすように誘導して行きました。

多くの車両が降りた為、フェリーは少しずつ浮上し、フェリーと岸の角度も徐々に平らになり、最後の車両がフェリーを降りたところ、バス運転手は再度エンジンをかけ、フェリーから降りようとしていました。しかし、そのフェリー案内係は再度バスを停止させ、更に棧橋まで引き上げるようにフェリーの運転室に指示しました。

「どうして？」と思いながら、フェリーは再度エンジンを掛け、少し前進して、再度棧橋を下ろしました。その「操作」によって、フェリーと岸の角度はさらに平らになりました。そして、案内係はバスを棧橋に誘導してくれました。

バスは安全に岸を登り、「揚州」に向かう間、上海人の運転手は感心そうにフェリーでの出来事を下記の2点で分析してくれました。

- ① フェリー案内係の行動はこちらの要求ではなく、自らしてくれましたので、大変思いやりのある人だと思われます。
- ② その行動、特にフェリー最後の「操作」に関して、もし同様な事を上海のフェリーで要求すれば、最低1箱の煙草ぐらい要求されるでしょう。「鎮江・揚州」の人情はまだ純朴だと思われます。

観光バスの運転手はあちこちへ行っていますので、彼の言葉は非常に信憑性が高いと思います。彼は「鎮江・揚州」と「上海」の人情を比較してくれることで、私は中国の地域格差について考えさせられました。

「鎮江」と「揚州」は古代(隋・唐時代)から繁栄している町です。「鎮江」は三国志時代「呉」の一時的な首都であり、「揚州」は長江と大運河の交差点に位置していることにより、「塩商人」を代表とする商業が極めて繁盛していました。今でも、そこそこに都市開発が進んでいて、現地ガイドの話と合わせて、両都市の発展度が分かります。

しかし、上海人には、その発展は感心できるものになっていません。それは上海の経済発展の規模がもっとも大きく、速度はもっとも速いことによる感覚ですが、経済上の格差は目に見えています。しかし、今回の「フェリーでの出来事」は、その経済格差による「人情・意識」の差をも実感させてくれました。

フェリーの案内係の行動、特にフェリー最後の「操作」は「付加価値」になるかどうかについて、「鎮江・揚州」の係員と上海の係員の認識は正反対になっています。

‘擬似‘マーケティングから分析してみると「バスが川を渡ることだけ」が顧客のニーズと認識している「上海」のフェリー案内係なら、バス車両の安全に関する「操作」を特別な「付加価値」として認識し、運転手に煙草を要求します。金儲けの機会を見つけたからには、ポケットを豊かにしないと損だと考えています。

一方、「バスが『安全に』川を渡ること」が顧客のニーズと認識している「鎮江・揚州」の係員は、「操作」を特別な「付加価値」として認識せず、対等価値の料金(物)を要求しませんでした。ですから、「上海」から来た運転手にとって、自分の要望以上の価値を入手しているのに、その代価を払わずに済むのは、大変に得なことで「鎮江・揚州」の案内係を絶賛しました。

もちろん、「鎮江・揚州」の案内係は、‘擬似‘マーケティングを知らないと思います。しかし、バスを退かせる時間損失と「操作」の軽油損失という代償を払ったことで、「鎮江・揚州」フェリーは最高のCS(顧客満足)を実現しました。

次に、ビジネスの角度から分析してみましよう。

フェリーと岸の角度は客観事実であり、それを承知して乗船したのだから、フェリー会社にとって「操作」の義務がないと判断されるかもしれません。「時間」と「軽油」の損

失を代償とするので、バス運転手に料金(物)を要求するのは、商売上当然だとも考えられます。

個人として案内係が別料金(物品)を貰う事は問題外としても、上海では一人のフェリー案内係ですら、その「商機」を見極め、「付加価値」を敏感に捉えていることが分かります。つまり、中国の最も発達している商業都市:上海では、「付加価値」の概念が浸透されていると判断されています。(セコイ! 故に「だから上海人は嫌われる」とまたまた言われています)

多くの日系企業は中国・上海に進出するとき、「無形資産」「付加価値」に対する認識はまだまだ低いと感じ、特に「ノウハウ」「ロイヤリティー」など付加価値の高い商品を提供している企業は、その高い付加価値が認識されず、料金を支払ってくれない会社が多いことに悩んでいます。それは、上海よりさらにその認識の低い内陸部・東北部に行けば、もっと深刻な問題になるでしょう。

従って、中国へ進出する企業にアドバイスしているのは、「土地の値段」「労働者の人件費」等もハード面のみを考えず、その土地の人々の「意識レベル」等のソフト面も重要な条件として考えなければなりません。(人事や会計レベル、管理職の採用、物流・交通手段、PCサポート、印刷、クレーム処理 等の多方面から検討することをお勧めしています)

ビジネスマンとして、「鎮江・揚州」のフェリー案内係に早く「付加価値」を意識してほしいものです。そして、その「付加価値」を理解したうえで、CS を実現することを望んでいます。しかし、旅行者としては純朴な人情をそのまま保ってほしいと思います、商業化しすぎた都市:上海の人間に新鮮な風を送ってくれるからです。05年、「鎮江長江大橋」の開通によって、そのフェリーの利用者は著しく減少することは確実になっています。しかし、機会があれば、再度観光バスでそのフェリーに乗船したいと期待しています。

【広東ビジネスモデルの終焉？】

予想以上に進んでいる中国の労働事情が朝日新聞に掲載されていたので、ご紹介します。（04年8月20日と8月26日：香港版）

華南：広東での深刻な労働力不足です。広東のビジネスモデルは低賃金の出稼ぎ者を2～3年ごとに、取替えて、低賃金を維持して、利益を出していました。ところが、長時間労働・休日出勤が多く、食事や宿舎の勤務環境も悪い広東へ行くよりも、出身地にも工場や事務所が出来て雇用が保証されてきたので、中国内陸部の若者が広東へ出稼ぎに行かなくなりました。そのため労働力不足は「約200万人」にも及び、経済活動に深刻な打撃を与えています。

この「広東ビジネスモデル」がいかに不自然であったかが判ります。10年間以上は維持できても、今後も低賃金が無限に続く訳がありません。低賃金・単純労働型企業は日系企業でも「日本→韓国・台湾→フィリピン→中国沿岸→中国内陸部」「日本→韓国・台湾→ベトナム・インドネシア→インド」等と渡り鳥のように移転しているからです。ある足袋やモーターメーカー等がそうです。（F記）

前回に引き続き「外商投資商業領域管理弁法」の主な内容を紹介いたします。

7. 商標等について(第 14 条)

外商投資商業企業は、関係する商標、商号等の使用契約書、技術譲渡契約書、管理(委託)契約書、サービス契約書等の法律文書を、契約書(第 12 条③)の添付資料として提出しなければならない。独資外資商業企業は定款(第 12 条③)の添付資料として提出しなければならない。

8. 店舗用土地について(第 15 条)

外商投資商業企業の店舗所要土地は、国家の土地管理関係法規に従って、公開入札、競売、掲示等の方式によって取得する商業用土地でなければならない。

9. 輸入、輸出について(第 16 条)

国家の特別規定がある商品、または許可書を必要とする割り当て枠のある輸出入商品を取扱う外商投資商業企業は、関係法規に従って、手続きを行わなければならない。

10. 特別商品(第 17 条)

下記の商品を取扱う外商投資商業企業は、それぞれの法規に従わなければならない。

- ① 図書、新聞、雑誌等については、「外商投資図書、新聞、定期刊分物販売企業管理弁法」に従わなければならない。
- ② ガソリン・スタンドを経営する場合は、安定的な供給ルートが確保し、現地ガソリン・スタンドの建設計画に符合し、経営施設は国家基準及び計量測定規程に符合し、消防、環境保護要求に満たさなければならない。具体的実施方法は「商務部」の規定に従うこととする。
- ③ 医薬品を取扱う場合は、国家の薬品販売関連管理規程に従わなければならない。具体的実施方法は「商務部」の規定に従う。
- ④ 自動車を取扱う場合は、認可された経営範囲内で経営しなければならない。具体的実施方法は「商務部」の規定に従うこととする。
- ⑤ 第 18 条または第 17 条の規定のほか、外国企業が「農業副産品」、「農業生産材料」を取扱う商業企業を設立する場合は、設立場所、地域、持分比率及び投資金額の制限を受けないものとする。
- ⑥ 外商投資卸企業は、2004 年 12 月 11 日まで、薬品、農薬、農業用ビニールを取扱ってはならない。また、2006 年 12 月 11 日まで、化学肥料、製品油と原油を取扱ってはならない。
- ⑦ 外商投資小売企業は、2004 年 12 月 11 日まで、薬品、農薬、農業用ビニールと製品油を取扱ってはならない。また、2006 年 12 月 11 日まで、化学肥料を取扱ってはならない。
- ⑧ 外商投資卸企業は、塩と煙草を取扱ってはならない。
- ⑨ 外商投資小売企業は、煙草を取扱ってはならない。

11. 特種商品取扱う企業の投資比率について(第 18 条)

中国国内で累計 30 店舗以上を開設する同一外国投資者は、図書、新聞、雑誌、自動車(2006年12月11日撤廃)、薬品、農薬、農業用ビニール、化学肥料、製品油、食糧、植物油、食糖、棉花等の商品につき、異なるブランドで、異なる仕入先からの商品を取り扱う場合には、その外国投資者の出資比率は 49%を超えてはならない。

12. FC＝フランチャイズについて(第 19 条)

FC形式で経営する外商投資商業企業は、本規定以外、国家のFCに関する特別法規等に当てはまる場合、その法規も遵守しなければならない。

13. 競売について(第 20 条)

競売業務を取扱う外商投資商業企業は、「拍賣法」(競売法)と「文物法」等の関係法律に従わなければならない。具体的実施方法は別途規定する。

14. 独資外商投資商業企業の設立について(第 21 条)

独資外商投資商業企業の設立は2004年12月11日から認めることとする。

15. 地域制限について(第 22 条)

外商投資小売企業の設立及びその店舗の設置に関する地域制限は2004年12月11日から撤廃する。

また、外商投資卸企業の設立に関する地域制限は、本規定の実施開始日から撤廃する。

16. 実施日(第 28 条)

本法規は 2004 年 6 月 1 日から実施される。



【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ東京本部

URL: <http://www.ykss.com>

東京都大田区東馬込 1-12-12

E-mail: info@ykss.com

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

【上海事情】 中国教育事情から

上海葵井では5月と6月に学生アルバイトを雇いましたので、その時のエピソードについてお話しします。

上海の会計学校の3年生なので、会計の基礎は身に付けていました。採用後、数週間して彼女達の履歴書の授業欄に「管理会計」を見つけたので、少し悪戯心を起こして、ある質問を試みました。

(会話は全て英語です)授業の中に管理会計があるけれど「その目的は何?」「何のために管理会計が必要なの?」と質問したのですが、どうも理解できていないのか、こちらの英語が通じないのか、少し考えてから「I think ~」と回答してきましたので、あなたの意見は要らないから、管理会計の授業で最初に、この授業の目的や理由を教えているはずだから、その時に教授が「何て説明していたのかを知りたい」と再質問しました。ところが、今度は上海葵井の社員と何か上海語で話合いが始まり、社員の方から返事が戻ってきました。「中国では、授業の始めに授業の目的や理由を説明することはありません。そして、すぐに授業を開始します」との回答でした。

中国人の方を誹謗・中傷するのが目的ではありませんが、単純に能力分析したら「思考力」や「応用力」がかなり欠如している事に気が付いている日本人も多いと思います。この原因は、日本でも中国でも同じであり暗記中心の教育による弊害であると考えられます。

授業においては、教師の言葉や黒板に書かれた内容をノートに全て記入して、覚えて、暗記して、テストでは「全く同じ回答」を書いたら、満点がとれる。その反面問題点を問いただしたり、更に反論したりすると「落第」になる事もある。中国教育でも、やはり暗記力が中心で、応用力・推理力・決断力・表現力等の授業や試験は無い訳です。この点については、03年度のアルバイトにも同じ傾向が表れていました。質問に対する回答が、他者の意見を丸暗記して、正確に伝えることのみで、自分で考えるということをしていないという傾向がありました。

日本でも同じような教育スタイルですが、5才~22才までの最も頭の柔らかい時に、考えさせずに、単純に回答を覚えさせる教育だけを受けたならば、大多数の方は卒業後には大きく成長することができません。

中国において会計担当者とは、高給を得て、背景に「税務当局」を持ち、役員よりも社内で権力を持つエリートになります。そのためか、税務のための会計しか勉強し

ていないので管理会計や経営についての教育を嫌がります。

03 年度ですと 6 社の会計担当者から「上海葵井の教育はイヤ、二度と行きたくない！」と拒否されました。

(会計はエリートですから、お茶くみやコピー取りや電話番号等の業務を頼むと「NO」と返事されます。アドバイスとしては、労働契約を「総務」で結んでください)

また、夏休みには日本語学科の大学生 2 名にもアルバイトしてもらいました。04 年度の日本語学科卒業生の進路について多くの情報も得ました。日本語学科の卒業生は、日本企業の上海進出ブームで今でも売り手市場です。手取給与で最高が「3,000 元」前後、平均では「2,500 元」程度だそうです。他学部や他学科の大学生と比較して 120~130%の高給ですが、それでも数年前に比べると平均で約 500 元減少しています。そこで、

- | |
|-----------------------------------|
| ① 月給 2,200 の初任給だけど、自己研修の費用を補助する会社 |
| ② 月給 3,000 元の初任給だけの会社 |

どちらの会社に就職したいとの質問には、「日系企業は教育手当を支給するのが、普通ですか?」「日系企業だと、どこの会社でも自己啓発の補助をしてくれますか?」と逆に質問されてしまいました。これも若い中国人に自己啓発の意欲が強く現れた場面だと思われます。

その一方で摩訶不思議な現象も出ています。上海における 04 年の現役大学生の意識調査では、**1 年間**ごとに転職するのが**平均的なキャリア・アップ**だと考えて、最短の人では「3 ヶ月間」で転職の繰り返しを考えているとなっています。長期思考が出来ない、短期思考の繰り返しだけなのかと思わせる調査結果です。

短い思考期間に関しては、若い人だけでなく、多数の上海人で中高年の方まで「週・月」程度の単位でしか考えていないようです。強い自己啓発への意欲と極端に短い思考期間が上海人の傾向かもしれません。

今月のポイント:

- | |
|--|
| 中国で「管理職」を採用する場合、 |
| ① 成績表にAが多数並んでいる「 優秀 」な生徒は、逆に思考力や応用力のレベルを判定する事が重要になるので、事前にこの点に絞った質問を多く準備して、合否を判定してください |
| そして、採用後の社内・社外教育には下記の項目を加えてください |
| * 思考力や応用力 * 中・長期的な思考方法 |

更に、中国でも部下を育成すると「**仕事を取られてしまう**」と考えている方が多いので「**部下育成の奨励金制度**」等の OJT を取り入れる事もお勧めしています。(F記)

外国人の永住権について

2004年8月15日から、「外国人在中国永久居留審批管理弁法」が実施されました。外国人は中国で「永住権」を取得できるようになりましたので、その法規の関係部分をご紹介します。（一部省略）

第2条 この法律は外国人に対して、「永久居留」として中国での居留期間を制限しないことを目的とする。

第3条 「外国人永久居留証」は、その資格を取得した外国人が中国に居留する合法的身分証明書であり、その資格を取得し使用する事を証明するものとする。

第4条 「永久居留」資格を取得した外国人は、有効なパスポートと「外国人永久居留証」で自由に出入国できる。

第5条 ①申請受理機関： 1. 区以上の市公安機関
2. 直轄市公安分局、県局
②審査機関：省、自治区、直轄市の公安庁と公安局
③許可批准機関：公安部

第6条 申請資格としては、中国法律を遵守すること、健康であること、無犯罪である事と更に下記の条件を満たさなければならない。

- ① 中国に直接投資し、連続3年間はその投資状況が安定して、且つ納税証明が良好である。
- ② 中国法人の「副総経理」、「副工場長」以上の職務、或いは「副教授」、「副研究員」以上の資格を有し、または同等の待遇を受けている。且つ、勤務期間が連続4年以上で、その4年で累計3年間以上を中国に居留し、納税証明が良好である。
- ③ 中国に重大または多大に貢献した。または、中国が必要とする特別な能力を有している。
- ④ ①～③の条件を満たしている個人の配偶者及び18歳未満の未婚子女。
- ⑤ 中国人の配偶者、または「中国永久居留資格」を所持している外国人の配偶者。ただし、結婚関係が5年以上持続し、中国に連続5年以上居留して、毎年9ヶ月間以上を居留し、且つ安定的な生活と住居を有する。
- ⑥ 両親に身を寄せる18歳未満の未婚子女。
- ⑦ 海外に直系の親族がいなく、中国国内の直系親族に身を寄せる、60歳以上の個人。ただし、中国に連続5年以上居留して、毎年9ヶ月間以上を居留し、且つ安定の生活と住居を有する。

第7条 第6条の①について、その個人の投資額は下記条件を満たさなければならない。

- ① 投資産業は「外商投資産業指導目録」にあり、総投資額がUS\$50万以上で

ある。

- ② 中国の西部地区、または脱貧乏開発の重点地区・県に総投資額が US\$50 万以上である。
- ③ 中国の中部地区に総投資額が US\$100 万以上である。
- ④ 中国に総投資額が US\$200 万以上である。

第8条 第6条の②について、その個人の就職先は下記条件を満たさなければならない。

- ① 中国国務院各部門、或いは省人民政府の所属機構
- ② 重点的な大学機関
- ③ 国家重点の工程項目、或いは国家重大の科学研究項目である企業、事業単位
- ④ 先進技術企業、外商投資奨励企業、外商投資先進技術企業、或いは外商投資産品輸出企業

第9条 申請する場合には、申請者は「外国人在中国永久居留申請表」と下記の書類を提出しなければならない。

- ① 有効なパスポート、或いは同等の身分証明書
- ② 中国政府の指定する衛生検疫部門、或いは中国大使館、領事館の認定する外国衛生医療機構による「健康証明書」
- ③ 中国大使館、領事館による認定する無犯罪記録証明書
- ④ 写真×4枚
- ⑤ その他の関係書類

第10条 第6条の①について、その個人は以下の資料も提出する必要がある。

- ① 「外商投資企業批准証書」
- ② 登記証明書
- ③ 企業年度監査証明書
- ④ 資本監査証明書
- ⑤ 個人納税証明書
- ⑥ 外商奨励投資企業の場合、その関係証明書

第11条 第6条の②について、その個人は下記の資料も提出する必要がある。

- ① 企業による在職証明書(職務等)
- ② 「外国専(門)家証」、或いは「外国人就業証」
- ③ 所属企業の登記証明書及び年度監査証明書、個人納税証明書。所属企業は外資系企業である場合、その企業の「企業批准証書」と「年度監査証明書」
- ④ a. 国家重点な工程項目、或いは国家重大の科学研究項目である企業、事業単位に就職している場合、省または部からのその企業(単位)に関する証明書を必要とする。
b. 先進技術企業に就職している場合、当該企業の「高技術企業証書」を必要とする。

c. 外商投資奨励企業、外商投資先進技術企業、或いは外商投資産品輸出企業に就職している場合、「外商投資奨励企業確認書」、または「外商投資先進技術企業確認書」、または「外商投資産品輸出企業確認書」を必要とする。

第12条 第6条の③について、申請者は中国政府の主管部門による推薦状及び関係証明書を提出しなければならない。

第13条 第6条の④について、申請者の配偶(結婚)証明書を提出しなければならない。親子または養子を証明する書類を提出しなければならない。

* 外国の証明書は当該国の中国大使館・領事館の認証を必要とする

第14条 第6条の⑤について、中国人配偶者の中国戸籍証明書を提出しなければならない。外国人配偶者の「外国人永久居留証」、結婚証明書、公証された生活保障証明書及び部屋賃貸、所有証明書を提出しなければならない。

* 外国の証明書は当該国の中国大使館・領事館の認証を必要とする

第15条 第6条の⑥について、中国籍の場合は親の戸籍証明書を提出しなければならない。外国籍の場合は親の「外国人永久居留証」、本人出生証明書或いは親子または養子を証明する書類を提出しなければならない。

* 外国の証明書は当該国の中国大使館・領事館の認証を必要とする

第16条 第6条の⑦について、身元保証人である中国人の戸籍証明書(外国人の場合は、「外国人永久居留証」)を提出しなければならない。そして、公証された親族関係証明書及び海外に無直系親族の証明書と、公証された身元保証人の収入証明書或いは経済保証証明書と、その人の公証された部屋賃貸、所有証明書を提出しなければならない。

* 外国の証明は当該国の中国大使館・領事館の認証を必要とする

第17条 代理人による申請は、「委託書」を提出しなければならない。外国で作成する「委託書」は当該国の中国大使館・領事館の認証を必要とする。

第18条 公安機関は申請受付日から6ヶ月以内に、許可・不許可を決定する。

第19条 批准された場合は、公安部から「外国人永久居留証」を発行される。申請者が海外にいる場合、公安部による「外国人永久居留身分確認書」が発行され、それによって、当該国の中国大使館・領事館で「D ビザ」を申請して、中国に入国後30日以内、申請受理した公安機関で「外国人永久居留証」を受け取る。

第20条 中国に永久居留する外国人は、毎年累計3ヶ月以上を中国に居留しなければならない。事情によって、できない場合、長期居留地の省・自治区・直轄市の公安庁・局から許可をもらわなければならない。ただし、5年間以内では

中国に累計1年以上を居留しなければならない。

第21条 18歳未満の外国人の「外国人永久居留証」の有効期間は5年とする。18歳以上の外国人の「外国人永久居留証」の有効期間は10年とする。

第22条 「外国人永久居留証」の満期、内容変更、損壊または遺失について、長期居留地の区以上の市公安局或いは直轄市公安局に、延長・再発行を申請する。資格が継続される場合は、1ヶ月以内に延長・再発行をされる。

第23条 「外国人永久居留証」の満期前に1ヶ月以内に継続を申請しなければならない。内容変更の場合は、変更の状況が発生した1ヶ月以内に申請しなければならない。損壊・遺失の場合は、即時に再発行を申請しなければならない。

第24条 下記に該当する場合は、資格剥奪するものとする。

- ① 国家安全と利益に被害を与える可能性がある場合
- ② 強制送還の判決を受けた場合
- ③ 資格申請時に、虚偽の材料を提供した場合
- ④ 第20条の在留期間の規定に満たさない場合

《04年秋に重慶で数万人規模の暴動が起きたと香港経由で報道されていましたが、中国国内ではそのニュースは報道されていませんでした》



上海葵井通信 2004年12月号

【情報提供】

【編集/提供】葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部 : 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> E-mail: info@ykss.com

【上海事情】 「Twelve Girls」の CD を買って

上海では大通りの歩道に屋台のような店舗が多く出ていて、そこでは音楽 CD や PC ソフト・VCD・DVD を販売しています。浦東エリアですと繁華街の第一ヤオハン前や浦西では上海葵井の前の華山路でも、「堂々」と販売しています。価格は CD で「5 元 ≒ JPY70」、DVD では「8 元 ≒ JPY110」程度です。もちろん警察が来ると、売子達は急いで片付けて、荷物を担いで逃走に移ります。

今回はたまたま「Twelve Girls」、日本名「12 楽坊」の音楽 CD を見せられたので、購入しました。輝煌: Shining Energy で 17 曲入りの 6 元でした。自宅で聞いたところ、問題も見つからず得した気持ちですが、間違いなく「フェイク CD」でしょう。

現在、欧米企業や日本企業が悩まされている「知的財産権」の面から、考えてみますと、今までは加害者は「中国人 or 中国系企業」でも被害者は「欧米・日本企業」ですから、中国政府にとっては「フェイク CD」の取締りを強化しても、直接的な収益には結びつきません。つまり、何もメリットがないので、他の国や国際的な取締機関から文句を言われぬ程度に実施していたのではないかとも思えます。

フェイクの製造業者は地方に工場を持ち、製作して、省政府や市政府へ多くの税金を支払い、多数の人を雇用する優良企業として保護されているようです。また、販売者もほとんどが外地人(上海人が地方出身者へ対する蔑視言葉)ですので、もし、取締りを強化した場合の反動として、治安や生活面でのマイナス状況も考えられます。(上海人は外地人に対して、そこまで考慮していないでしょうが)しかも、製造業者と販売者は高額な CD を安く中国人に提供しているのですから、感謝されることはあっても、文句を言われ、その上、逮捕され、罰金を払わされた場合でも理由を理解できません。

中国人の知的財産権への意識

なぜフェイクを作って悪いのか、罪の意識はない。安く作ってあげて、購入者からも喜ばれて、販売も好調なのに、なぜ同じ形や似たデザインで作っていけないのか不思議だと思っています。逮捕されても、小額の罰金を支払うだけです

* 日本でも 30~40 年前には、欧米系のブランドに似せたり、フェイクを作ったり、購入したりする事に「罪悪感」は全くありませんでした

中国でのフェイクについて

- * 完全な偽者
:ブランドに似せて作った物品・マークやそのブランドに存在しない物品

- * 偽者の本物
:ブランドと全く同じ材質で、全く同じ製造方法で作られた物品
Ex.シャツの場合だと、製造業者が委託加工されて**余った生地、余らせた生地**でブランド・シャツを作り、本物のタグを依頼された別のタグ製造業者から**本物のタグ**を購入して、縫い付ける。ブランド品との相違は全くないシャツで、もちろん販売価格は安い（上海でも販売しています）

ところが、「12 楽坊」については日本での知名度が高い中国人音楽家グループです。中国でCDを偽造して、10分の1以下で販売すれば日本でも正規のCDが売れなくなり、今度は中国人も被害者になります。プロデューサーや12 楽坊メンバーの個人所得税が大幅に減少して、中国政府自身も被害者になります。

そこから予想される「知的財産権」の対応策として、

- ① フェイクの製造や販売に対する規制&取締りの強化や罰則金を大幅にアップする
- ② 現状維持のままにする:触らぬ神に祟りなし!

①の政策に変更した場合、製造工場のある地方政府と「税金の取り合い」という強烈な戦いが待っているでしょう。一種の権力闘争になってしまい、「嫌がらせ」だと地方政府からは判断されるかもしれません。②の現状維持でいると、欧米系や日系企業だけでなく、今後の中国系企業へもマイナス面が大きく出てくる可能性が高くなります。

現実に「青島ビール」や「Haier:ハイアール」のような中国系でも知名度の高い企業では、中国国内でフェイク製品が多数販売されていて、多大な被害を受けています。

このような被害状況から中国政府が「知的財産権」に対して、厳守を決断・実行しても、中国国内の「北京と地方政府との闘争」や「貧・富」問題も絡んでくるため、解決の糸口を簡単には見つけられないだろうと予想しています。

今月のポイントとして

中国でフェイクの取締りには時間とお金がかかり、大変に難しいので、フェイクが出現しない、又は出現しにくい方法や種類を考えたり、フェイクが登場する事を前提にして対策を実施したりする必要があります。

05年の春には、上海で有名な偽者市場「襄陽市場」は封鎖になる予定ですが、でも中国ですから、次の偽者市場が必ず登場して来るでしょう。(F)

05 年の予想

人民元 = RMB の切り上げはあるか？

：03/12、04/3 に続いて 04 年秋にも切り上げ説が浮かんできました。3 度目の正直になるか、またまた延期になるのか？

新たなる脅威「鳥インフルエンザ」に新種が登場して、人間から人間に発病するか？

中国の電力事情は改善されるか？

：不可能だと言われています。「電力供給」権という利権が絡んできましたので、現在の成長・発展が続く限りでは「大幅に改善されない」と予想されています

不足状況を補えるか？

：「経営者・管理者不足」も相変わらず変わりません

：「土地不足」「水不足」「労働者不足」も目立ってきました

中国に進出した日系企業の「現実」が表面化しそうです

：本社や投資家はその「中国での経営状況」を正しく理解できるか？

：経営上の問題である「在庫管理」と「会計」の業務を厳格化に出来るか？

：問題点や経営上の膿を出して、健全化を進める「勇気」を持てるか？

（利害関係があるので、社内に修羅場が出現しますから、大変です）

【中国の商標制度について】

始めに

中国における現在の商標制度は、1983年3月1日から施行された「中華人民共和国商標法」(以下「商標法」という)によって設立されました。中国商標法体系には、「商標法」を中心に、「中華人民共和国商標法実施条例」「著名商標の認定と管理に関する暫定規定」などの行政法規と司法解釈も含まれています。

1983年は中国改革開放の初期段階に当たり、計画経済を主とした経済体制の中において、「商標法」にも計画経済体制の跡が沢山残っています。その後2回の改正に伴って、多くの国の商標法律制度を参考したため、法律の主要原則は国際慣例と基本的に一致しています。ここで中国の商標法律制度の基本原則と特性、つまり中国の商標法律制度の特色を数回にわたり御紹介いたします。

I. 中国の商標管理機関

1 中央政府の商標管理機関 及びその業務内容

中国国家工商行政管理部門の商標局は、全国の商標登録及び管理事務を主管しています(商標法第2条)。商標の登録や著名商標の認定を担当し、商標権侵害行為の調査処理も含んでいます。

中国の商標登録制度は全国統一管理制度で、国家工商行政管理総局商標局は、全国唯一の商標授権機構であり、集中的に全国の商標登録作業を行います。その基本的な職能は、下記になります。

- 1) 商標登録の審査認可を行い、商標登録証を発行します
- 2) 商標の変更、譲渡、更新、取消、紛失の場合、証明書を再発行します
- 3) 商標に関する異議についての裁定や登録商標の取消決定を行います
- 4) 商標使用ライセンスの登録手続きを行います
- 5) 商標管理作業に関する調査・研究、地方の工商行政管理部門の商標管理の業務を指導します

また、商標の評価審査委員会では、権利確認機構として、商標の再審査中や紛争している商標或いは登録が不当な商標の最終的な決定や裁定を行う権限を持っています

2 地方商標管理機関及びその業務内容

中国は商標の集中的登録やランク別の管理制度を採用しています。県レベル以上の工商行政管理部門が地方の商標管理機構になり、その業務内容としては、商標権侵害事件を調査処理し、商標紛争を解決し、商標制作印刷機構の審査・許可及び監督管理し、企業の商標の使用について監督管理します。各区・県の工商局においては、商標広告管理科が初歩審査、審査認可の申立、商標権侵害事件の調査処理等を担当します。

国家商標局と地方の商標管理機構は、商標の管理の関連で協力しています。国家商標局は地方の工商行政管理局に対して、事案について文書を発行し、解答することができます。ただし、これらの解答文書は工商行政管理機構の内部文書のため、当事者に対して直接には法律的な効力を生じません。

中国 弁 護 士
日本外国法事務弁護士

程 甦 記

著者紹介:程 甦(テイ ソ)

1990年 中国弁護士資格取得

2000年 日本外国法事務弁護士資格取得

*得意分野:会社法、投資法、知的財産権

上海市光明法律事務所

Tel:021-5293-0100×257

Mob:139-1785-7066

E-mail:suzhe66@yahoo.co.jp